

仲裁判断における実体法の適用と 国家裁判所への上訴制度 —1996年英国仲裁法69条について—¹

宮 下 摩維子

第一章 序論

本論文は、イングランド及びウェールズにおいて、1996年仲裁法69条²が、仲裁判断の中で、仲裁人が示した法律問題に関する判断について、国家裁判所への上訴権を認めていることに着目したものである（本論文では以下この制度を「法律問題に関する上訴制度」という）。

英国において、仲裁は長い歴史を有する紛争解決方法として確立した制度とみなされている³。しかし、その歴史は国王裁判所、もしくは国家裁判所との激しい覇権争いを抜きにしては語れず、英国仲裁制度の際立った特色を形成してきた⁴。この両者の対立の推移は、特に裁判所の仲裁手続および仲裁判断への介入という形をとって表面化している。こうしたイングランドにおける仲裁の歴史的背景は、仲裁判断の有する既判力をはじめとした法的拘束力に大きな影響力を及ぼしているように考えられる。すなわち、仲裁判断に関し、一定の制限を設けつつも、国家の裁判所に上訴を提起する可能性を制度上残していることは、仲裁判断への司法介入の可能性を示すと同時に、国家の認める実体的正義を仲裁の利用者にも保障する意味合いをもつように思われる⁵。そして、仲裁制度を単なる野放しの代替的紛争解決制度ではなく、司法の権限の及ぶものとすることで、その信頼を厚くする意図も見受けられる。

このような国家の裁判所への上訴制度は、当該制度の受け入れの是非はさておき、近年英国以外の法域でも検討されるようになってきた。たとえば、米国連邦控訴裁判所は、米国連邦仲裁法（Federal Arbitration Act）の定める仲裁

制度において、仲裁判断に対する司法審査を当事者の仲裁合意によって拡張することが認められるか否かにつき、2008年までこれを肯定する判断と否定する判断とに立場を分けており⁶、統一的な裁判所の判断は存在しない状態が長年続いていた⁷。石田京子「米国連邦仲裁法における合意による司法審査の拡張の否定—2008年ホールストリート事件判決」⁸は、長い間議論がなされてきたこの問題に対し、2008年3月にホールストリート事件をもって、連邦最高裁判所が自身の判断を示したことを紹介する。最高裁は、FAAの定める仲裁判断の取消、修正および変更事由は排他的なものであり、したがって仲裁判断の終局性⁹は当事者自治に優越するとして、FAAのものと仲裁制度においては当事者の合意による司法審査の範囲の拡張は認められないとする判断を示した。しかし、この判決には複数の反対意見も付されており、今なお仲裁判断に司法審査を認めることを是とする考え方が有力に主張されていることを窺い知ることができる。

また、アラブ首長国連邦では、2018年に新たに仲裁法が制定されたが、制定過程において、母法であるイングランド・ウェールズ法の現行仲裁法である1996年仲裁法69条の規定を取り込むべきであると強く主張された¹⁰。結果として、本法はUNCITRALモデル法を採用したために、国家裁判所への上訴権を認める規定を新法に盛り込むことは回避されたが、ここでも国家裁判所への上訴制度が仲裁制度への信頼を増強するものであるという主張が存在することを見て取ることができる。

本論文は、上述の制度の歴史的背景の概観を踏まえて、1996年仲裁法69条が定める法律問題に関する上訴制度を紹介するものである。

第二章 英国仲裁法における「法律問題に関する上訴制度」の歴史的展開

第一節 英国仲裁法の歴史的概観

第一款 前史

1 イングランドおよびウェールズにおいても、仲裁の歴史は非常に古く、裁判所のそれよりも古いとされる。谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時54巻8号26頁は、ホルズワースのイギリス法制史に1291年の仲裁事件が記録されている旨指摘する。国王の裁判所記録に初めて仲裁が現れるのは1468年であり、この年のイヤープックで、当該仲裁判断は裁判所により承認を受けてい

る¹¹。記録には残されていないが、古い時代に商業活動が盛んであった国家から英国へと伝わった仲裁制度は、ギルドを始めとする商業の世界で16世紀の初めまで活発に利用されたという¹²。

依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」¹³は、紛争が発生した場合に、当事者がそれを解決する方法は三つしかない指摘する。これらは①物力の行使、②仲裁、③訴訟である¹⁴。第一の物力の行使は、いわゆる暴力であって、近代社会では司法制度の否定であるとして禁止されていることは自明である¹⁵。しかし、英国では前近代のみならず、19世紀の初めにおいてすら暴力は黙認され、国家の容認するところでさえあった¹⁶¹⁷。第二に挙げられている仲裁は、紛争が起きた際に中立の第三者の判断に解決を委ねることである¹⁸。この方法は広く受け入れられ、英国には多くの仲裁裁判所が作られた¹⁹。仲裁制度の浸透により国王裁判所の裁判権は排除され、また国王裁判所自身も執行権を仲裁廷に与えないことによってそれに対抗した。競合関係にあった両者であったが次第に友好的協力関係を結ぶようになる²⁰。後に詳細に述べることとする。(本款2参照) 第三にいう訴訟は、国家や国王といった主権者の強大な権力を後ろ盾に執行力ある判決を受け、それにより紛争に決着をつけるものである²¹。しかし、これを法律制度の高度な専門的かつ難解な複雑性、そして時間と費用、両面において不経済であることを理由に、実業社会の人々は敬遠する傾向にあった²²。訴訟追行に必要な法律の知識は、実業人には理解、習得しがたく、それでも、“*ignorantia juris haud excusat*”²³の原理に拘束されるし、裁判官は取引の慣習や実務に精通してはおらず、これが審理の遅延を招いて時間と費用を嵩ませるからである²⁴。

2 イングランドにおける仲裁の歴史はそのまま国家裁判所との対立と歩み寄りの歴史である。仲裁は、16世紀において既に長く確立された制度として認知されていた²⁵。*Oneley v. Kent, Dryer's King's Bench Reports* (1513-1582)で、「採決 (Arbitrement) は、彼等の中の債務、権利の侵害又はその他の紛争に関し、少なくとも二人の当事者の依頼により、一人又は数人がなすところの裁定であり、又は判決である。そして、これは、ラテン語では、*arbitratus* 及び *arbitrium* と呼ばれ、裁定又は採決をなす人を *arbitri* 英語では *arbitrators* と呼ばれる。」²⁶と記されていることから知られるように、当時既に

仲裁は広く用いられていた。これに対し、英国の国王裁判所は国内の全ての紛争に対する支配権を保持しようとし、両者の間に熾烈な闘争が行われた²⁷。国民が私的であっても、実力行使でない紛争解決法を選んでいる限りにおいて、裁判所はそれを阻止することはできなかったが、唯一国家裁判所だけが有する執行権を仲裁判断に与えないことによって、支配力を示すことができた²⁸。国家裁判所にとって、私的紛争解決機関は有しえない法的承認という形をとる執行力の留保は最大の武器であったのである²⁹。

こうした対立を経て、仲裁判断は、その効力の後ろ盾となる執行力を得るために、国王裁判所に歩み寄っていくことになるのである³⁰。16世紀に入ると様々な判例において仲裁に関する裁判所の判断が示されていく。*Brown v. Meverell (1561)*³¹では「仲裁人の有効な裁定の要件」³²が、*Ecelestade v. Mariard (1582)*³³では「仲裁付託契約の第三者の権利に及ぼす裁定の効力」³⁴が示され、*Cook & Songate's case (1588)*³⁵では「有効な仲裁付託の要件、ならびに付託合意に対する良好且つ十分な考慮の必要」³⁶が明らかにされた。その結果、英国司法制度の枠組みのなかで、仲裁は一定の地位を確立したのである。

3 さらに17世紀に入ると、仲裁が司法制度において自身の存在感をより強く示していることが分かる。「仲裁人は、自分たちの紛争を解決しようとつとめる私人の相互の承諾、意思、協定及び選択によつて選ばれ、且つ与えられた裁判権をもつ特別な裁判官であり、紛争は彼の任意と採決とに委されるのであるから、仲裁人の名称が付されるのである…彼は、当事者の協定によつて裁判権をもつ裁判官であり、その権限は、裁判所長 (magistrat) によつて任命された普通の又は特別な裁判官の権限よりも大きい。仲裁人は、協定の定めるところにより、事実の問題についても、法律の問題についても、法律の形式を守らず、自らの意見によつて判決する権限を有するに反し、他の裁判官は、法律又はその唯一の執行者である裁判所長によつて定められた規定の方式に拘束される」³⁷と記録されているとおりである。

第二款 英国仲裁法の制定法の展開

1 英国仲裁法の制定法の展開の概要

英国において仲裁法は、制定法と判例とその両方を以て発展していった。最初の制定法である1698年仲裁法によって、国家の法体系に組み込まれた仲裁は、その後、判例を通じて司法的發展を遂げ、更に幾多の制定法を経て整備されていった。後述（本款2）の判例で明らかのように、裁判所は国家の法体系に従わずに結ばれた仲裁付託契約を無効とし、そうした裁判所の判断を経験するなかで、仲裁による紛争の解決を求める当事者は裁判所への歩み寄りの道が自身にとって有利であるとの認識を強め、自身の紛争につき裁判所の規則の枠組みのなかで仲裁合意をなす傾向が高まっていった³⁸。すなわち、裁判所のみが有する裁判権をもって発せられる命令を利用して、仲裁合意をするようになっていったのである³⁹。この好例は*Halford v. Lawrence* 事件(1695)⁴⁰であるが、裁判所は仲裁付託を規制する権限を与えられ、裁判官は仲裁判断の当事者への法的拘束力を強制することができた⁴¹。また、制定法自体も、始めは国内仲裁にしか目を向けていなかったが、国際化する商事仲裁に対応する必要性を受けて、1889年仲裁法から次第に外国仲裁を受け入れる体制を整えることで近代化を図っていったのである。

2 1698年法から1889年法の間経緯

議会が最初に正式に仲裁手続を承認したのは1698年のことであった⁴²。1698年仲裁法（Arbitration Act 1698）は当事者が、仲裁付託の合意を裁判所規則に則ってなすことを認めたもので、これにより、契約違反があった場合には不履行当事者を裁判所侮辱とすることができた⁴³。同法は「裁判官の命令によってなされた仲裁付託は、当事者が仲裁人の裁定に付託することを義務づけられ、付託を拒絶する場合は、その違反に対して刑罰が課されるため、紛争の決定について人々を安易せしめるのに多大の貢献をなしたことが経験によつて明らかにされた」⁴⁴とその立法趣旨を示している。同法は改正されたけれども、1854年コモンロー手続法（Common Law Procedure Act 1854）が制定されるまで効力を持ち続けた⁴⁵。

その後、1833年に制定された民事訴訟法は、第39条で「仲裁付託を一層有効にすることは得策であるから」として、記録裁判所の命令としての仲裁付託契約に従って任命された仲裁人および審判人の権限は、いずれの当事者によつても、裁判所の許可なくしては取り消し得ないことを定めた⁴⁷。

1854年にはコモンロー手続法が定められた。同法第17条は、2つの要件、すなわち①仲裁付託契約が口約束ではなかったこと、②当該付託契約を裁判所の命令とするべきではない旨の当事者の意思が契約内容に含まれていなかったこと、を満たした仲裁付託契約の当事者が裁判所に申請することにより、いずれの当事者も、その付託契約を取り消しえないものとする旨が定められた⁴⁸。また、1873年裁判法および1884年裁判法は、上述の1854年コモンロー手続法同様、裁判所の命令によって成立する仲裁付託について定めたとされている⁴⁹。

*Rainforth v. Hamer (1885)*⁵⁰は、地主と小作人の間に起こった解約の通知と賠償要求とに関する紛争の口頭でなされた仲裁への付託につき否定したものである⁵¹。これは、コモンローにおいて仲裁付託合意は書面もしくは口頭にてなすものと定めていたところ、1677年詐欺法⁵²の導入により、契約の目的が土地の売買であるときに当事者が署名した契約書面が一切の訴訟の提起には必要とされ、したがって契約条項に含まれた仲裁合意も契約自体が違法となるために無効となることに根拠を置いたものである⁵³。本件において、当事者は仲裁付託を口頭にて合意したものであるが、裁判所は当該付託の主要問題が土地の利益に関するものであるとの認識のもと詐欺法が適用されるべきであると示した。このため、付託契約は無効であり合意は執行されない旨、判示した⁵⁴。なお、類似の事件として挙げられるのが、1722年の *Walters v. Morgan*⁵⁵である⁵⁶。本件は借地の期間に関する紛争であったため、これも1677年詐欺法の適用により、仲裁への付託契約は無効とされた⁵⁷。

3 1889年法以降の展開

1889年仲裁法以降は、国内仲裁だけではなく外国仲裁も視野に入れているという意味で、近代的な法が整備されていった時期といえる。1889年仲裁法は、1854年コモンロー手続法、1833年民事訴訟法、1698年の仲裁法、さらにその当時までに確立していた慣行を統合したものである。同法は、その後、イギリスが1923年に仲裁条項に関するジュネーブ議定書に、1927年に外国仲裁判断の承認および執行に関するジュネーブ条約に加入したことにより、1924年、1930年、1934年にそれぞれ大幅な改正を受けた。1950年には、更に1950年仲裁法が制定された。同法は、正式には An act to consolidate the

Arbitration Act 1889 to 1934 (1889年から1934年の仲裁法を統合する法律) という⁵⁸。1920年裁判所管理法、1924年仲裁条項法、1930年外国仲裁裁定法、1930年外国仲裁裁定法、1934年仲裁法を統合することで、さらなる近代化を図った⁵⁹。外国における仲裁判断の国内における執行に関する規定を加えたことは大きな変化であった⁶⁰。ここまでの仲裁法が、国内仲裁に重きを置いていたのに対し、1975年に制定された仲裁法は外国仲裁のみに適用されるものであった。すなわち、外国仲裁合意において仲裁条項違反があった場合、1975年法はイングランド裁判所がイングランドの手続を引き続き適用することを定め、外国でなされた仲裁判断を執行する広大な権力をイングランド裁判所に与えた⁶¹。しかし、1975年法よりも重要なのは1979年仲裁法である。1979年仲裁法は仲裁への司法の介入に関し大々的な変革を導入した⁶²。すなわち、特別事件が提起された場合はいつでも再審理をすることができるという一般的な権限を廃止し、いかなる場合でも合意によって排除することのできる特定の制限付きの再審理権限に置き換えた。1979年法はまた、1950年法を整理するいくつかの改正を加えた⁶³。

また、1982年民事管轄権及び判決法 (The Civil Jurisdiction and Judgments Act 1982) は、1968年ブリュッセル条約 (the Brussels Convention of 1968) をイングランド法においても発効させたものであったが、とりわけ仲裁人が担保を保障する権限に関するものであった⁶⁴。1988年消費者仲裁合意法 (the Consumer Arbitration Agreements Act 1988) は、全ての消費者に対して仲裁条項の適用を制限し⁶⁵、これにより消費者保護を図ったものである。

第二節 英国仲裁法の「法律問題に関する上訴制度」の概観

第一款 1979年法以前の仲裁法における「法律問題に関する上訴制度」

イギリスにおける仲裁の最も大きな特徴は、国王もしくは国家裁判所の「監督的介入である」と言われる⁶⁶。日本では仲裁判断の取消しといった形で司法の介入を認めているが、イングランドの上訴制度の歴史は、より広く、仲裁の手続を選択した場合であっても実体法が貫徹されることを求めてきた経緯を示す。具体的には①仲裁判断そのものに明白な法律上の誤り⁶⁷ (error of law) がある場合には裁判所は仲裁判断を取り消さないし差し戻すことができるという判例上の原則 (本款1参照)、②仲裁手続において生じた法律問題について

は仲裁人から任意にあるいは裁判所の命令によって、裁判所の判断に委ねるといふ特別事件 (special case) (本款2参照)、③これら裁判所による介入を保障するためのものとして、当事者の合意によって仲裁に対する裁判所の介入権を排除することはできないとの判例法上の原則 (本款3参照) が挙げられる。

1 仲裁判断そのものに明白な法律上の誤りがある場合には裁判所は仲裁判断を取り消さないし差し戻すことができるという判例上の原則

この原則に関しては、17世紀には全く存在が認められないものの、18世紀には当該原則の導入を求める動きがあり、19世紀には、*Ken v. Elstob* 事件 (1802)、さらに *Hodgkinson v. Fernie* 事件 (1875) を通じて、確立の時期を迎えたと言われる⁶⁸。

この裁判権を判断するにあたっては、当事者が誤り (error) と主張する事項が記録に残されているか否かが論点であることが多く、また何を記録上明白であるとするかという線引きは極めて専門的であったため、この判断は広い自由裁量が認められるものであり、また複雑なものと広く認識されてきた⁶⁹。そのため、仲裁人は実務の手續上、仲裁判断の理由を仲裁判断そのものに付さずに当事者のみに開示される別紙に記載するよう求められたとされている。この別紙記載の理由は、全面的に当事者間の秘匿事項とされた⁷⁰。これは、仲裁判断の理由が高等法院に提出され、実体法上の上訴が提起されるのを防ぐためであるが、裁判所は詐欺や違反行為の認定のために、これらの秘匿書類を調査することができた⁷¹。

2 仲裁手續において生じた法律問題については仲裁人から任意にあるいは裁判所の命令によって、裁判所の判断にゆだねるといふ特別事件 (special case) 手續

当該制度は、1854年コモンロー訴訟法5条で初めに採用され⁷³、1889年仲裁法で確立したとされる⁷⁴。これは、両当事者が合意した場合には、仲裁人は裁判所の見解に従って事件を審理することができるとする制度である。1854年コモンロー手續法5条において、限定的な法定の承認がなされ、その後様々な改正ののち、1950年法21条⁷⁵において成文化された⁷⁶。

この制度は、仲裁人は、仲裁手續の途中に生じた法律問題に関し、仲裁手續

を停止したうえで高等法院に特別事件を陳述し、その判断を仰ぐことができるとするものである⁷⁷。当事者がこの制度の活用を求める場合、仲裁人にこれを求め、拒否された場合でも自身で高等法院に特別事件を申請することができる⁷⁸。以上のような、仲裁手続中に申請された特別事件を諮問事件 (consultative case) といい、この事件において高等法院が示した判断に対しての上訴は認められない⁷⁹。この諮問事件とは異なり、「特別事件の形式による仲裁判断の陳述」 (stating the award in the form of a special case) はそれぞれ異なった法律の解釈を適用した結果導かれる別の結論を明示したうえで、裁判所にその選択を委ねるものである⁸⁰。裁判所の選択は最終的仲裁判断として効力を有する⁸¹。しかし、裁判所の示した見解がそのまま仲裁判断を左右するために判決と異ならないと解されるから、この判断に対しては控訴院および貴族院への上訴が認められ、この点が諮問事件とは異なる部分である⁸²。なお、こうした裁判所の介入権を排除する当事者の合意は無効とされた。

特別事件を仲裁人に命じる高等法院の広範な権限は、*Halfdan Greig & Co A/S v. Sterling Coal & Navigation Corporation, The Lysland* 事件 (1973)⁸³でも、高等法院によって再度確認された⁸⁴。この判決のなかで、まず Kerr 判事は、多くの仲裁人が仲裁専門の仲裁人として活動していることを指摘し、以下の4つの要件を示した。すなわち、一般的に重要とされる法律問題が関係すること、その点についての解釈が紛争解決に重要な意味をもたらすこと、過度な審理遅延が見込まれないこと、仲裁人が法的に誤った結論に到達する可能性を否定できないことを満たす限りにおいて、高等法院が仲裁人に事件について審理をすることを求めることは不適當ではないことである⁸⁵。控訴院はこの判断を排斥し、仲裁人は仲裁人の絶対的な専門知識を以て平明に切り取ったうえで正確に主張でき、また事件の核心問題に関連する実体的法律問題が存在する事件について審理するよう命じられるべきである旨、判示した⁸⁶。係争額が少額である場合、または法律問題が一般的な重要性を有していない場合でも、仲裁人に対して事件につき陳述するように命じてもなんら不利益は生じず、したがってそうした命令を下すことが可能であると控訴院が示したことは、更に注目に値する⁸⁷。したがって、*The Lysland* 事件は、多くの仲裁において、司法介入は終局性をもたらすというよりは、むしろ必然的に潜在的遅延をもたらすものであることを意味することになった⁸⁸。

3 当事者の合意によって仲裁に対する裁判所の介入権を排除することはできないとの判例法上の原則

この原則は、18世紀末までには確立していたといわれる⁸⁹。

4 1979年以前の「法律問題に関する上訴制度」の背景と評価

仲裁に対するこうした司法介入の制度が成立した背景の主なものとして挙げられるのは、イギリスの経済が躍進した時代背景、それに付随した商事仲裁の興隆と、仲裁を通じて国王の権限の及ばない法体系が生まれることへの国王の憂慮であるとされてきた⁹⁰。

ここまで概観してきたように、1979年法以前には既に、判例法上確立した法律問題に関する上訴制度であったが、一方で、本制度には多くの不満の声が挙げられており、そうした不満が改正への気運を高めたとされる⁹¹。国際仲裁の地としてのイングランドの地位が、仲裁判断の終局性を認めないというイングランド法の独自の法制度によって脅かされていたのである⁹²。仲裁を選択する主な理由である終局性、迅速性、「裁判官」の選択といった仲裁制度の利点が、過剰に活発な司法介入によって結果として損なわれていたことが、本制度の大きな不満の要因であった⁹³。付随的な理由として挙げられるのは、裁判所の明確な意図である。仲裁人が有しているとされる法の専門知識について裁判所は懐疑的であった⁹⁴。裁判官をはじめとする法曹界からの強い要求は、Commercial Court Committeeの手で報告書にまとめられ、結果として1979年仲裁法が導入されるに至った⁹⁵。

第二款 1979年仲裁法における「法律問題に関する上訴制度」の構造

1979年仲裁法で確立された「法律問題に関する上訴制度」の構造は、1996年仲裁法によって重要な修正を加えられてもなお、維持されている。以下では、1979年仲裁法による「法律問題に関する上訴制度」の構造を紹介する。

1 1979年改正法における重要な変更点

1979年法は1条⁹⁶の規定で、仲裁判断に現れた法律の適用の誤りおよび事実認定の誤りに基づいて、もしくは特別事件手続の方法を用いて上訴を提起する場合の再審理に際しての高等法院の管轄を廃止した⁹⁷。1979年仲裁法1条(2)は、

法の適用の誤りに基づいて仲裁判断に対して上訴がなされた場合に、当該上訴事件を審理する管轄権を高等法院に与える規定である⁹⁸。上訴に際しては、高等法院が仲裁判断の法律適用の誤りを認定するのに十分なだけの理由が仲裁判断に付されていることが要件であった⁹⁹。理由が付されていない場合、もしくはそれが不十分である場合、高等法院は1979年法1条(5)-(6)により、仲裁人に理由を付記するよう命じる権限を有する¹⁰⁰。1979年法1条(6A)により、高等法院が理由を付する旨の命令を発することを拒絶した場合、この裁判所の判断に対し上訴は認められない¹⁰¹。1979年法1条(3)-(4)は、十分な理由がある場合、一方当事者が高等法院に対して上訴の許可を求める申請をすることにより、当事者の合意の有無を問わず、上訴を開始することができる旨定める¹⁰²。のちに貴族院は、きわめて限定的な状況においてのみしか上訴の許可は与えられないと判示した¹⁰³。上訴が高等法院において審理された場合、1979年法1条(7)は、高等法院または控訴院のいずれかが許可を与え、かつ高等法院が当該法律問題は一般的な公共の重要性を有していることを認めるとき、またはその他上訴が審理されるべき特別の理由が存在するときに限り、控訴院に上訴することができるとした¹⁰⁴。1979年法3条および4条の規定により、当事者は一定の場合、同法に定める上訴権を排除する合意をすることができる¹⁰⁵。

2 1950年仲裁法における「法律問題に関する上訴制度」との比較

1979年仲裁法において、記録上明らかな法律適用の誤りに基づく再審理、または特別事件手続による再審理の管轄権を廃止した目的は、仲裁判断の内容に基づいてなされる全ての司法の介入する再審理の制度を、1979年法で確立した上訴の枠組みの中に組み込もうとしたところにある¹⁰⁶。ところが、1950年仲裁法と1979年仲裁法の整合性を図るに際して不都合が生じた¹⁰⁷。1950年法22条および23条によれば、高等法院は、裁判所が正義が貫徹されていないと判断した場合はいつでも、当該仲裁判断を仲裁人に差し戻し、仲裁人もしくは仲裁手続の違反行為を理由として仲裁判断を破棄することができる一般的な権限を有する¹⁰⁸。問題となるのは、司法の再審理を求める局面において、1950年法22条および23条がより制限の少ない選択肢として用いられることであった¹⁰⁹。裁判所が仲裁判断に対して包括的な管轄を与えることに、批判的な立場を示した判例も存在する¹¹⁰。裁判所は、主に2つの点を指摘した。第一

の点は、1950年法22条の定める仲裁判断を差し戻す権限を、1979年仲裁法1条(6)の代替的手段として、仲裁判断に十分な理由を付するための手段として活用することはできないということである¹¹¹。第二は1979年法の定義する法の適用の誤りと1950年法のもとの手続上の瑕疵との間には明確な線引きがあるという点である¹¹²。したがって、仲裁判断に法律の適用の誤りがあると主張されたからといって必ずしも、1950年法23条の定める違反行為を認定して仲裁判断を破棄することはできない¹¹³。

第三章 1996年英国仲裁法における「法律問題に関する上訴制度」

第一節 1996年英国仲裁法の成立とUNCITRALモデル法との関係性

1 貿易産業省によって設立された省庁諮問委員会(The Departmental Advisory Committee、本稿では以後DACの略称を用いる。)は、1979年仲裁法に先立ち、イングランド仲裁法が仲裁制度に対して、いささか過干渉であることに対して懐疑的な態度を明らかにしていた¹¹⁴。しかし、第二章でみてきたように、1979年法が多くの局面で上訴権を制限したにも関わらず、議会はDACの意見の全てに答えることはせず、結果として1979年法は、制定後特定の問題に対応するための弥縫策的な改正を断続的に繰り返すこととなる¹¹⁵。

国際的潮流は同法と流れを同じくした¹¹⁶。1985年以前に締結されたものなかで、もっとも重要な国際条約は1958年ニューヨーク条約である¹¹⁷。これは、仲裁判断の利点を損なうことなく、他国でなされた仲裁判断に対し、司法上の承認執行を認めるシステムを敷いたものである¹¹⁸。この条約はイギリスにおいては、1975年仲裁法を以て発効した¹¹⁹。

それにも関わらず、いくつもの小規模貿易国家は、条約の有効性に対して疑義を抱き、これを改善する提案が1977年に国連に提出された¹²⁰。国際取引法に関する国連委員会(United Nations Commission on International Trade Law. UNCITRAL)は、当初想定されていたよりもより広域な解決法を示した。すなわち、ニューヨーク条約を強化することによってではなく、国際仲裁に共通の規定を提示して採択を求め、これによって改革を目指したのである¹²¹。UNCITRALはモデル法の提案に合意し、モデル法¹²²は1985年6月に国際連合によって正式に採択された¹²³。

2 スコットランド、カナダ、香港など多くの国家が迅速にモデル法を採用し、採択を見送った法域も自国の仲裁法をモデル法をベースとして改正した¹²⁴。イングランドでは、DACにMustill卿を議長に迎え、イングランドがモデル法を採択するか否かを1987年に検討を開始し、2年後の1989年に以下の理由でモデル法の採択を却下した¹²⁵。

第一に、モデル法の導入はイングランドにおいて1950年仲裁法に管轄されている国内仲裁の枠組みとモデル法に管轄される国際仲裁の枠組みと、二つの異なる枠組みを作り出すことになるという点である¹²⁶。DACは、モデル法は不完全であり、仲裁の定義・権限・仲裁人の義務と裁量権・複数当事者手続・仲裁契約の無効・取り消しといった事項に関する補充的規定の導入を必要とするだろうし、この事実を考慮すれば、混乱が生じることは想定できるだろうと指摘した¹²⁷。第二に、モデル法を採用したならば、イングランド裁判所の有する法律適用の過りを正す権限はなくなってしまうだろうと予想され、この権限は存置されるべきとされた¹²⁸。第三の理由として、イングランドの仲裁人や弁護士は、モデル法の専門知識や経験を有していないため、新法と手続の細目を新たに学びなおさなくてはならないという煩雑さが憂慮されたようである¹²⁸。モデル法がイングランドの制定法特有の言い回しをしていないことも、イングランドにとっては懸案事項であった¹³⁰。また、モデル法とはもっとも仲裁法およびその実務が発達していない国家、いわば、時代遅れであったり、運用の困難な仲裁法や、法そのものはある程度改良されてはいるものの、実務ではほとんど用いられていない法しか有しない国家が採用するのに適している法であるとの主張も第四の理由として示されている¹³¹。イングランドは複数の法から成る法体系を有しており、商事仲裁の中心地として高い地位も有しているのであるから、仲裁実務が未発達な国家と同列に論じることはできないという自負があったようである¹³²。同時に、商事的に重要な地位を占める他の国家がモデル法を受容するにあたり大変な混乱に苦しんだように、イングランドでモデル法が実施されれば、前述の実務において予想される適用の際の困難も案じられていた¹³³。第五に、モデル法の多くの規定が有益（少なくとも無害）である¹³⁴一方で、他の規定が疑わしい、もしくは明らかに有害な原則となってしまう点も挙げられている¹³⁵。最後に、第六の理由は、Mustill委員会が検討の基礎とした意見陳述のうち、圧倒的多数が、モデル法の受容は広範囲のニーズに

応えるわけではないと捉えていたことが挙げられた¹³⁶。

こうした考察の末、Mustill 委員会は、モデル法への選択肢を複数示した¹³⁷。本稿では、その選択肢を全て挙げることはしないが、モデル法をそのまま採用する案から、その一部を採用する案、当事者の合意や契約によって採用する案、モデル法を却下する案、イギリス連合王国内で対応を分ける案、保留する案など、全10案が示された。

こうした選択肢を詳細に述べた後、Mustill 委員会はモデルが現行法に置き換わる形で法制化されるべきではないと結論付け、委員会はモデル法を採用しないと結論付けた¹³⁸。なお、法域によって対応を分けるという考え方には、Mustill 卿にとって受け入れがたいものであったが、のちにスコットランドがモデル法を採用すると判断したため現実のものとなった¹³⁹。しかし、現在では、2010年1月5日に2010年スコットランド仲裁法が新たに制定され、本法はUNCITRALモデル法を採択しない立場をとっている。これは、ロンドン、パリ、ストックホルム、ジュネーブ、チューリッヒ、ニューヨークといった仲裁が成功している都市では、モデル法を継受していないことに注目し、仲裁ビジネスの成功とUNCITRALモデル法の継受とは無関係と判断したためである¹⁴⁰。

Mustill は中間的選択肢である一部採用案を慎重に検討した¹⁴¹。契約によって排除できるとする案と、契約によっても採択できるとするものが示されていた¹⁴²。Mustill は契約によって排除できることを不適切と考えた¹⁴³。すなわち、モデル法を法制化しているにも関わらず、おそらく多くの仲裁人がモデル法規定の適用を排除することを認めるとして、モデル法を法制化することへの反対理由を示した¹⁴⁴。契約によって採択できるとすることは、イングランドの法制度の外ですればいいことであるため、不要であるとされた¹⁴⁵。

イングランド法は完全には程遠いものであったため、DACがモデル法の受容を却下したからといって、すべての議論が終結したわけではなかった¹⁴⁶。イングランド法は体系化されておらず、利用しにくいものであったのである¹⁴⁷。法の文言は、時代遅れかつ、利用者に分かりやすいとはいえなかった¹⁴⁸。さらに、過度の司法介入は、ここまでも述べてきたように、商事実務が迅速性と終局性を求めて仲裁を選択したにも関わらず、しばしば迅速性と終局性を妨げる

ことがあった¹⁴⁹。こうした状況を踏まえて、DACは、新しい法制度の採択の緊迫の必要性を訴えた¹⁵⁰。DACが提示した新しい仲裁法草案は、以下のようなものである。

- (1) イングランド制定法とコモンロー仲裁法の重要な原則をより制定法の形にすること¹⁵¹。
- (2) そうした原則の存在と効果が議論の余地もなくなるように限定すること¹⁵²。
- (3) 論理的な順序、かつ、十分に明白な文言で制定し、一般人に理解可能なように専門用語を排除すること¹⁵³。
- (4) 国内仲裁、国際仲裁をどちらも適用の範囲内とすること¹⁵⁴。
- (5) 商事仲裁に限定しないこと¹⁵⁵。

政府はDACの報告書を受け入れたが、当該報告書の実施の時期に関しては、なんら確約することはなかった¹⁵⁶。

3 本稿のテーマとの関係で重要な意味をもつのは、Mustill 卿率いる委員会が示した UNCITRAL モデル法を受容しない理由のうち二番目に示されたもの、すなわち、モデル法導入によってイングランド裁判所の上訴管轄権が消失することに対する危惧である。裁判所の審査権限の維持という目的は、列記された理由のなかでも特に大きな意味を持つし、当該制度がイングランド仲裁法の特徴であったことに鑑みれば、これは当然のことであろう。また、モデル法を却下した後の新法に関する提案も、上訴権の維持と切り離しては考えられない。(1)の英国仲裁法の重要な原則を制定法として明示すること、また(2)のそうした原則の明確性の要請は、上訴制度の存置に必要な措置であったように思われる。また、国内仲裁国際仲裁いずれも同様の規定を適用して上訴権を及ぼしたうえで、両者に排除合意の可能性を認めている点も注目値する。

第二節 1996年英国仲裁法における「法律問題に関する上訴」

第一款 1996年法における「法律問題に関する上訴」の概要

1 1996年法69条¹⁵⁷は、任意規定(mandatory provision)ではあるが、1979年法1条を規定しなおし、別段の合意がない限りは、当事者は、仲裁判断に関し法律問題(question of law)に関して裁判所に上訴することができる

としている。(1996年法69条(1)第一文) 仲裁判断の理由の附記の免除は、裁判所の管轄権の排除の合意とみなされる。(同第二文) (上訴権の排除合意に関しては、本章第四節で詳説する。)

69条のもとでの上訴は全当事者の合意があるか、もしくは裁判所の許可¹⁵⁸がなければ、することができない。(同法69条(3)) 裁判所の許可を定める69条(3)は、議会(House of Lords)によって、1979年法下で認められていた基準、すなわち *Pioneer Shipping BTP Tioxide Ltd (The "Nema")* (1982) 事件(後述) 更には *Antaios Cia Naviera S.A. v. Salen Rederierna A.B (The "Antaios")* (1985) 事件(後述) を成文化したものである。

2 上訴の許可申請は、法律問題を特定し上訴の許可が認められるべきかという理由を明確にしなくてはならない。(同法69条(4)) また、裁判所は、口頭審尋(hearing)¹⁵⁹が必要であると判断しない限り、上訴の許可申請を書面で審理することができる。(同法69条(5))

3 69条のもとでの上訴について裁判所は命令で①仲裁判断を承認すること②仲裁判断を変更(vary)すること③裁判所の見解を添えて再審理を促すため一部もしくは全部の仲裁判断を仲裁廷に差し戻すこと④一部または全部の仲裁判断を破棄(set aside)することができる。しかし、③で述べた仲裁廷での再審理のために差し戻すことが不適當であると認められるときでなければ④の権限を行使してはならない。(同法69条(7))

69条にもとづく口頭審尋を行われる裁判所の命令は、さらに上級審への上訴のために裁判所の判決とみなされるが、更に上訴をするためには裁判所の許可が必要で、その許可を得るには、裁判所が一般的に重要な問題を含むか、または、控訴院によって判断されるべき特別な理由がなければ、許可は与えられない。(同法69条(8)) *Nema* 基準、*Antaios* 基準は控訴院に許可を得る申請においては、適用されない、とされる¹⁶⁰。

4 70条¹⁶¹の定める不服申立てに関する追加条項は、67条¹⁶²による仲裁判断への異議申立の申請に適用されるため、したがって69条による上訴にも適用される。

同様に、71条¹⁶³は裁判所の命令の効力に関連して、以下のように定める。

①仲裁判断が有効である場合には変更 (variation) は仲裁廷の仲裁判断の一部としての効力をもつ。(1996年法71条(2)) ②仲裁判断が仲裁廷に差し戻された (remit) 場合、仲裁廷は差し戻された問題に関し、差し戻しが命じられた日から3カ月以内、もしくは裁判所が定める期間 (such longer or shorter) に、新しい (fresh) 仲裁判断をなさなければならない。(1996年法71条(3)) ③仲裁判断を受けることを条件とする法的手続の行使は、仲裁判断の一部または全部が取り消され (set aside)、もしくは無効とされた場合には、要件を欠くこととなるため、これを行使することができない。この事態を救済するために、裁判所は上記規定が効力を有さない旨の命令を付すことができる。(1996年法71条(4))

第二款 1979年法と1996年法との関係

1996年法制定にあたり、1979年法の規定は、それまでの議論を踏まえたうえで、種々に改正を加えられ、あるものは存置され、あるものは撤廃され、またあるものは復活することとなった¹⁶⁴。現行法の立場を、1950年法1979年法を通じた推移を踏まえて、以下に紹介する。

1 1979年法1条(1)で廃止された規定は、1996年法でも復活しなかった¹⁶⁵。これは、記録上明らかな事実や法律の誤りを基礎とするか、または特別手続の方法によって、高等法院に仲裁判断を再審理する管轄権を与えたものである¹⁶⁶。同条(2)は1996年法69条1条によって再び制定された¹⁶⁷。これは、法律適用に誤りがあるとされた仲裁判断に対する上訴を審理する管轄権を高等法院に与えたものである¹⁶⁸。

2 次に仲裁判断の理由の付記についてであるが、1979年仲裁法は、上訴審での審理を可能にすることを目的として、仲裁人が仲裁判断に十分な理由を確実に付する精緻な規定を作った¹⁶⁹。これは、1950年法が、仲裁人に仲裁判断に理由を付することを求めていなかったため、1979年法では必要不可欠な規定であった¹⁷⁰。しかし、これは1996年法では撤回され、法律問題に関する上訴権とは切り離し、仲裁判断に理由を付する仲裁人の一般的な制定法上の義務の規定に置き換えられた¹⁷¹。仲裁判断の理由が示されない場合で当事者が別段

の合意をしていなければ、1996年法68条¹⁷²により裁判所に対し請求するという形で理由を得ることができる¹⁷³。当事者による理由を付さない旨の合意が、上訴権の排除合意とみなされる¹⁷⁴。

3 1979年法1条(3)-(4)に示される上訴に関する原則は、当事者間の合意による上訴、もしくは合意の不存在の帰結としての上訴、または一方当事者が高等法院に対し上訴の許可を求めるとい形式での上訴を認めるものである¹⁷⁵。この原則は1996年法69条(3)-(4)においても細かな技術的な改正を加えた上で存置された¹⁷⁶。貴族院によって設定された許可の基準、すなわち *Nema* 基準（後述本節第五款）および *Antaios* 基準（後述本節第五款）は、1996年法で成文化された¹⁷⁷。また、1979年法1条(7)は、法律問題確認の手續（certification procedure）という制度を設け、上訴を認めるか否かの裁判所の判断について、法律問題が公共の重要性が認められないか、または控訴院が上訴を審理すべき特別な理由が認められない限り、上訴をすることが認められていた¹⁷⁸。しかし、現行法では上訴許可申請の却下に対して控訴院に上訴を提起すること、または裁判官がそうした控訴院への上訴に許可を与えることは認められない¹⁷⁹。なお、法律問題に関する上訴について、当事者による裁判所管轄権の排除合意の規定は、1996年69条1項によって拡大された¹⁸⁰。

4 正義が行われなかった場合に仲裁判断を差し戻す裁判所の権限（1950年仲裁法22条¹⁸¹）および、不法行為（misconduct）¹⁸²によって破棄する権限（1950年仲裁法23条¹⁸³）は、1996年仲裁法では廃止され、新たに68条で、仲裁手續、または仲裁判断に著しい不法があった場合に適用される規定を定めた¹⁸⁴。この規定によれば、債務免除（remission）は単独では法的救済とはならない¹⁸⁵。したがって、仲裁判断に異議を唱える当事者は、その異議内容が実体法上の誤りを基礎とする場合は1996年法69条により、仲裁判断に影響を与える手續上の瑕疵を基礎とする場合には同法68条により、手續を取らなくてはならない¹⁸⁶。完全に明確な線引きは存在しないにしても、請求が実際に法律適用の誤りか、手續上のものか、もしくは単に仲裁人が完全に手續的独立を有する問題を法律の過りと誇張しようとしているにすぎないのかを判断することは、裁判所にとって重要なことに変わりはない¹⁸⁷。

第三款 法と事実の区別

1 1996年法82条¹⁸⁸1項がイングランド法の問題に限りイングランド裁判所に申し立てが可能であると明らかにしたにも関わらず、その前身であった1979年法同様、1996年69条は法律問題に関する上訴を制限した¹⁸⁹。しかし、ここで潜在的な解釈上の問題が生じる¹⁹⁰。これは、イングランドの裁判所が紛争に利用され外国法の問題が生じた場合、事実証拠によって当該外国法がイングランド法とは異なる解釈をされている旨示されない限り、当該外国法はイングランド法と同じ解釈をされるという仮定の上で適用されていることに起因する¹⁹¹。Hussmann (*Europe*) Ltd v. Al Ameen Development & Trade Co 事件¹⁹²においてThomas判事は、同様に仲裁人も外国法の適用を示す証拠がない限り、イングランド法を適用しているとみなされる旨、判示した¹⁹³。ここで生じる困難な問題は、イングランド法以外の法律を準拠法とし、しかし、イングランド法と当該外国法との間に差異は見受けられないとして、仲裁人によってイングランド法の法原則が適用されている場合、イングランド裁判所が実体的法律問題に関し上訴を審理できるかどうかということである¹⁹⁴。この可能性はHussmann事件で示された規定を適用した場合に生じやすくなる¹⁹⁵。すなわち、当事者が自身で必要な証拠を提出しない場合、外国法の専門家を任命する一切の義務を仲裁人は負わないというものである¹⁹⁶。法の内容がイングランド法と差異はないと仲裁人に判断されたとしても、当該仲裁判断が外国法に基づいてなされた仲裁判断であることに変わりはないため、この状況ではイングランド裁判所は管轄を有しないと主張された¹⁹⁷。Aikens判事は、Reliance Industries Ltd v. Enron Oil and Gas India Ltd and Oil & Natural Gas Corporation 事件¹⁹⁸において上記の説を採用した。この事件は、インド法を準拠法にしつつも、インドにおいても権限を有すると認定されたイングランド法の法原則、および判例を適用して紛争を解決したものである¹⁹⁹。1996年法69条は、法律問題に関する規定であるため事実問題には適用することはできないが、法と事実との区別は、法の全ての領域において定義しづらいものであり、69条もその例外ではない²⁰⁰。

2 単純に法律問題とされる事項とは²⁰¹、契約条項の文言の意味²⁰²、契約違反

に課される損害賠償の適切な方法²⁰³、契約に期限が示されているか²⁰⁴、重要な事件が契約を無効とする効力をもつか否か²⁰⁵、以前の判例や仲裁判断の解釈²⁰⁶、そして、誤った法の承認に際し、仲裁人が適切に処理したか否か²⁰⁷といったものである²⁰⁸。仲裁人が勝訴者のために賠償額を算定する際に請求書面に示されたものよりも有利な方法で、もしくは仲裁合意に示されたのとは異なった方法を用いた事例で、法適用の誤りがあるとした判決も存在する。翻って、単純に事実問題とされるのは²⁰⁹、契約が実際に破棄されているか否か、土地その他の財産が適切に評価されているか否か、団体の規定に忠実であったか否かといったものである²¹⁰。なお、裁判所は、純粋な事実認定から法律に暗示された問題を引き出すことには消極的立場をとった²¹¹。

第四款 法律問題に関する上訴権の排除合意と理由附記の関係

1979年仲裁法では、上訴権排除の合意は仲裁人に対し裁判所が仲裁判断に理由を付するように命ずる権限を否定する役割を有していた。これは、1979年法1条(5)においては、法律問題に関する上訴を可能にするという目的のためだけに理由を付する命令は下されると認識されていたからである。この立場は1996年法によって変更された。上訴権排除の合意は、必ずしも自動的に1996年法52条(4)²¹²の定める仲裁人の判断に理由を付する義務を免除するわけではないし、仮に理由が付されなかった場合には、一方当事者は1996年法68条(2)(h)により裁判所に対し、仲裁人が理由を付する命令を求めて請求をなすことができる。

第五款 *Nema* 基準および *Antaios* 基準と1996年法への影響

1 *Nema* 基準²¹³は、傭船契約(charter party)の無効の如何が問題となった仲裁判断で形成された基準である²¹⁴。これは、傭船契約という特別な状況のもとで標準的な契約の中の「独特な」条項の適用に関するものであるため、紛争は一回限りのものとされた²¹⁵。高等法院はこうした場合には上訴に許可を与え、続いて契約の後発的履行不能の問題につき仲裁人の規定を維持した²¹⁶。控訴院は契約の後発的履行不能の請求については原仲裁判断を支持したが、紛争は当事者間の問題としてとどめられるべきであったという理由でそもそも高等法院への上訴の許可は与えられるべきではなかった旨判示した²¹⁷。実体法上の

契約の後発的履行不能についての貴族院への上訴は却下されたが²¹⁸、Diplock 卿は裁判官の許可を得た陳述の中で、1979 年法による高等法院への上訴の許可に関する基準を定めた²¹⁸。この陳述では、即時決定の必要性和期待される法的な確実性および正確性との緊張関係を考慮したうえで、1979 年法の枠組みの中で即時決定の必要性に優先的順位を与える目安が示された²¹⁹。特に、従前の判例で採用されてきた考え方、すなわち契約上の義務に準じて許可は常に与えられるべきとする説を排斥した²²⁰。

2 *Nema* 基準は即座には司法上の基準として受け入れられはしなかったし、この不確実性が不変の規定としてこの基準に言及する他の事例の傾向とあいまって、*Antaios Naviera SA v. Salen REderierna AB, The Antaios*²²¹ 事件において、貴族院がより適切な解釈を再度示す結果を導いた²²²。上述の Diplock 卿の陳述の影響は三点挙げられる。第一に、仲裁判断が誤っているか否かを決定する高等法院の手続を合理化したことである。上訴許可の申請では、過度に長い口頭弁論が行われる傾向にあったが、これに終止符を打った²²³。これにより、1996 年法 69 条による上訴の許可を求める請求は、裁判官が口頭弁論による手続を選択しないかぎり、書面手続で処理することが可能になった²²⁴。第二に、Diplock 卿は一切の上訴許可申請につきその判断をなす際に高等法院が理由を示すことを批判した²²⁵。理由付き判決は、将来の事件の判例としても、また当該事件そのものの上訴の基礎としても作用してしまうというのが、この批判の理由である²²⁶。1996 年仲裁法のもとでも、理由が示されなければ、仲裁判断に関する上訴許可申請却下について控訴院への上訴が提起される可能性は極めて少ない²²⁷。第三に、*Antaios* 事件は、特別な事件の分類に関する規定である *Nema* 基準が変化したか、またはそれを予見できない状況でも対応できる規定であることを強調した²²⁸。しかしその一方で、判決が一回限りの事件や一般的な事件を区別する限りにおいて、*Nema* 基準は拘束力あるとした²²⁹。

3 上記 *Antaios* 基準は、そのまま 1996 年法のとる立場である²³⁰。1996 年法 69 条(3)における基準は司法上のものであることは明らかであって、仲裁判断が明らかに誤りでなく、当該法律問題が一般的重要性を有していない限りは、仲裁判断が少なくとも深刻な疑惑を有している可能性があり、裁判所は自動的

に仲裁判断に関する上訴の許可を与えてはならないとする²³¹。1996年法69条(3)(c)との関係で司法的判断を下す必要のある問題とは、第一に問題が公益の重要性を有しているか、したがって許可が適切か否か、第二に許可が下される基準が適切かどうか、裁量権を有する裁判所が許可を与えるべきか否かということだけである²³²。

第三節 司法による仲裁手続への介入を排除する合意

第一款 1996年仲裁法のもとで可能な司法介入の排除

1996年仲裁法はイングランド、ウェールズ、北アイルランドで行われる仲裁に関し、裁判所に大きく二つに分類される権限を授与した²³³。一つは仲裁の手続を補助する意図を以て与えられた権限であり、もう一方は仲裁判断が適切に、かつ仲裁合意と当事者の期待に添う形でなされることを確実にする権限である²³⁴。裁判所の介入権のなかには、書面による合意をもって排除できるものもあるが、仲裁法付帯事項1の4条(1)により強行規定とされ、したがっていかなる方法でも排除できず、これは他の国王裁判所の法 (curial law) を選択したとしても同様であった²³⁵。1996年仲裁法において、当事者が裁判所の介入を排除できるとした議会の意図は、以前に支配的であった考え方、すなわち裁判所の管轄権を排除しようとする一切の試みは公共の福祉に反するという原則²³⁶からの明らかな決別である²³⁷。第一に *Scott v. Avery* 事件において示された、仲裁判断をなすことを裁判所への以前の請求の条件へと変えるという仲裁条項が完全に効力を有するとの認定、第二に、1979年仲裁法下の「排除合意」の規定の二つが最も重要である²³⁸。後者は、当事者が、法律問題に関して審理する高等法院の管轄を排除し、仲裁人に理由を付するよう命じ、仲裁判断に対し法律問題につきなす上訴の許可を与え、そして詐欺が主張されたとして訴訟を仲裁から裁判所へ移送することを合意する規定²³⁹を示す²⁴⁰。

第二款 仲裁人に対する司法権限

1 仲裁人に対して及ぶ司法権限と当該権限の免除は種々に及ぶ²⁴¹。まず挙げられるのは、仲裁人が管轄を有さない旨十分に主張された場合に、差し止め命令、宣言的判決をなすコモンロー上の裁判所の権限である²⁴²。合意の不存在が主張されることになるため、司法の再審理を排除する合意の強制力の問題は生

じない²⁴³。しかし、当事者が、仲裁判断が下されない限りは手続を国家裁判所に申し立てしない旨合意することは想定範囲内であり、特定の事項についての仲裁人の管轄に関して紛争が生じている場合、そうした合意は効力を持ちうる²⁴⁴。そのような合意は、単に1996年法30条²⁴⁵に定められる原則、すなわち、別段の合意がない限り仲裁人は自身の管轄につき判断できる旨定める規定を補強するにすぎないため、原則的には完全に有効である²⁴⁶。

2 1996年法9条²⁴⁷が定める、仲裁合意が無価値かつ無効である場合に裁判所が自身の手続の停止を拒否する権限は、無効もしくは履行不可能である²⁴⁸。仲裁合意が手続停止に関する一切の権限は仲裁人が独占する旨定めていることもある²⁴⁹。こうした場合、裁判所が自身の手続を停止する権限が強行規定である一方で、裁判所が自身の手続を停止しないことを選択する権限も同様に強行規定であり、排除できないとはいえないと解されている²⁵⁰。そうした合意は仲裁人が自身の管轄につき判断をなす独占的管轄についての合意と同様の効力しか有さない²⁵¹。また、1996年法12条²⁵²は、仲裁手続を開始する契約上の時期を延長する裁判所の権限を規定する。この権限は強行規定であり、合意によっても排除しえない²⁵³。

3 さらに、1996年法17条(3)²⁵⁴では、申請者が自身の仲裁人を任命する際に不履行が認められた場合、単一仲裁人としての仲裁人の任命を破棄する裁判所の権限が定められる²⁵⁵。この権限は強行規定ではないため、一方当事者が自身の仲裁人を単一仲裁人として任命する権限を与えられた場合に、もう一方当事者は当該任命を破棄するよう求めることができない旨、合意できない理由は見受けられない²⁵⁶。既に合意の成立した手続が成り立たなかった場合に仲裁廷の構造を決定する裁判所の権限を定めるのが、1996年法18条(3)²⁵⁷である²⁵⁸。この権限は強行規定ではなく、1996年法18条(1)²⁵⁹は当事者が不履行合意を結ぶことができる旨定めるため、この規定は特定の事項に関する司法介入の排除を意味すると解することができる²⁶⁰。

4 また、1996年法21条(5)²⁶¹は、仲裁人が合意に達することができず、なおかつ自身で指名することもできない場合に、審判員に仲裁人の代わりを務める

ことを命じる裁判所の権限を示すものである²⁶²。これは当事者間の別段の合意の不存在において発動される不履行権限であるため、単純に合意によって排除することができる²⁶³。しかし、1996年法24条²⁶⁴の仲裁人を罷免する裁判所の権限は、強行規定として定められた権限であるため、合意によっても排除できない²⁶⁵。

5 1996年法25条(3)²⁶⁶に定められる、辞任する仲裁人に許可を与える裁判所の権限は、任意規定であり、当事者は1996年法25条(1)²⁶⁷により仲裁人の辞任の条件について仲裁人と合意することができる²⁶⁸。なお、仲裁人の報酬と経費の額面を決定する裁判所の権限を定めるのは1996年法28条(2)²⁶⁹である²⁷⁰。この条項は強行規定ではあるが、実務上は報酬と経費に関する合意は拘束力を有するものであるため、これにつき当事者仲裁人間に明確な合意がない場合にのみ発動される²⁷¹。

6 1996年法32条²⁷²は、特定の事由に関し仲裁人が管轄を有するか否かという問題について、予備的見解を示す裁判所の権限を定める²⁷³。裁判所が当該事由につき審理するのに十分な理由が存在し、実質的に費用の削減が見込まれるのでない限り、この権限は強行規定であり、全当事者によって請求がなされない限り裁判所は却下する権利があるが、合意によっては排除できない²⁷⁴。裁判所が予備的見解を示す権限は1996年法45条(1)²⁷⁵にも定められる²⁷⁶。これは仲裁手続の係属中に生じた法律問題について裁判所が見解を示すものである²⁷⁷。

7 仲裁手続中に起こる事態に関しても、裁判所は一定の権限を行使することが認められる。仲裁契約に関する種々の不履行の支持権限を行使する裁判所の権限は、1996年法44条(1)²⁷⁸に定めるところで、この権限は、当事者間の別段の合意に従うものとされる²⁷⁹。そのため裁判所の不履行権限は合意によって排除することができる²⁸⁰。また、1996年法50条は、契約で合意された仲裁判断を下すのに必要な期間を延長する裁判所の権限を規定する²⁸¹。これは、44条とは異なり、当事者の合意に従うとは明らかにされていないため、当事者は合意によって排除することができると思定されるに留まり、強行規定とはされていない²⁸²。1996年法42条²⁸³には仲裁人の確定的命令を執行することを命ずる

裁判所の権限が定められる²⁸⁴。これは強行規定ではなく、そうした命令の請求は許されない旨合意する当事者の別段の合意に従う²⁸⁵。

8 更に、仲裁人の報酬に関しても英国仲裁法は詳細な規定を置き、裁判所の権限の範囲内としている。1996年法56条(2)²⁸⁶によれば、仲裁人は裁判所に認定された報酬と経費が支払われたのを確認した後に仲裁判断をくだすことができ、これにつき裁判所は命令をくだすことができる²⁸⁷。この条項は強行規定であるため、当事者は、両当事者間、当事者・仲裁人間いずれにせよ、仲裁人が報酬と経費が支払われずとして仲裁判断を示さない場合に、裁判所に対し当該命令の請求をなすことができない旨、合意することができない²⁸⁸。しかし、当該報酬および経費の額が合意によって定められた場合、仲裁人はいかなる場合でも満額の支払いを受けることができる²⁸⁹。64条²⁹⁰では、仲裁人に支払われうる報酬と経費の合理的な額面につき審理する裁判所の権限が示されている²⁹¹。これは、強行規定ではないが、仲裁人は当事者と契約で合意した一切の額面を受領することができるとされているため、実務では強行規定と同様に扱われている²⁹²。

9 仲裁判断への異議申し立てに関する規定としては1996年法67条が挙げられる²⁹³。これは、仲裁判断が仲裁人の管轄外で下されたとして仲裁判断に対して申し立てられた異議請求を裁判所が審理することを可能にする規定である²⁹⁴。これは強行規定であり、仲裁条項に示された当事者間の一切の合意、もしくは管轄の欠缺を理由として仲裁判断に異議申し立てすることはできないとする仲裁合意は無効である²⁹⁵。しかし、管轄の問題が現実のものとなった後にそうした合意が締結された場合、裁判所への一切の請求を認めないとする合意は間接的に強制力のあるものとなる²⁹⁶。これは、1996年法73条²⁹⁷において管轄の欠缺についてそれが生じた際に異議申し立てしなければ、異議申し立ての権利を放棄したものとみなされることを根拠とする²⁹⁸。管轄以外では、仲裁人の不法行為も異議申し立ての大きな要因となる²⁹⁹。これは、68条に定められ、仲裁判断が深刻な不法行為によって汚された手続でなされたことを理由に、仲裁判断に対してなされた請求を審理する裁判所の権限を定める³⁰⁰。この権限は強行規定であり、仲裁条項に示された当事者間の一切の合意、もしくは仲裁判

断に対し深刻な不法行為を理由に異議申し立てすることはできないとする一切の仲裁合意は無効である³⁰¹。しかし、これも管轄権の問題と同様に、深刻な不法行為の問題が現実のものとなった後にそうした合意が締結された場合、裁判所への一切の請求を認めないとする合意は間接的に強制力のあるものとなる³⁰²。これは、1996年法73条において深刻な不法行為についてそれが生じた際に異議申し立てしなければ、異議申し立ての権利を放棄したものとみなされることを根拠とする³⁰³。さらに、本論文のテーマである法律問題の誤りを基礎とする仲裁判断の再審理の請求が1996年法69条に定められることは今までに紹介したとおりである³⁰⁴。法律問題の誤りを基礎とする仲裁判断の再審は、裁判所の許可がなければ審理されず、これも裁判所の権限として注目するところである³⁰⁵。

10 また、送達に関しては1996年法77条³⁰⁶の定めるところで、合意されたもしくは制定法上の書面送達に関する不履行規定(1996年法76条³⁰⁷)を変更、免除する裁判所の権限が規定される³⁰⁸。この権限は、強行規定ではなく、当事者は当該権限が行使されない旨合意することができる³⁰⁹。仮に、送達が合意されたもしくは制定法上の不履行規定のとおり効力を有さず、当事者が、裁判所が送達につき変更免除する権限を有さない旨合意していた場合には、送達は無効であり、仲裁は有効に継続できないという結果を導く³¹⁰。DACは、1996年2月の報告書で、一方当事者が、送達を手続上不可能にすることによって仲裁合意に示された義務を免れようとするのを防ぐためには、1996年法77条の採用は必要不可欠であり、また、77条を排除する明白な規定が設けられることは実務では極めて稀であるとしても、この条項が強行規定でないことは不合理であると示した³¹¹。

11 最後に条文で挙げられるのは、79条³¹²の当事者間で合意された、もしくは1996年法の不履行規定で定められた時的限界を延長する裁判所の権限である³¹³。これは強行規定ではなく、当事者は時的限界を延長する旨、合意することができる³¹⁴。

第三款 1996年仲裁法以前の制定法上における排除合意

1 排除合意の概念

1979年仲裁法3条³¹⁵4条³¹⁶は、仲裁合意をなした当事者が同条の定める一定の高等法院の監督的権限を特定の場合に、排除合意を以て排除することを認めていた³¹⁷。ここでいう権限とは、仲裁人に理由を付するよう命じる権限、予備的な法律問題に関し判断を下す権限、そして法律の適用の誤りにより仲裁判断を再審理する権限が問題となっている場合には仲裁から裁判所に紛争を移送する権限である³¹⁸。したがって、この条項は、当事者は裁判所の管轄を排除することができないというコモンロー上の原則の制限的例外を定めたのである³¹⁹。司法の審理に関し、排除合意をなす当事者の権利は、法律問題の誤りがある仲裁判断でも記録上明らかな仲裁判断でも、裁判所が自由に再審理できるとしていた以前の制定法と、法律問題による裁判所への上訴権を否定するモデル法34条の立場との妥協の産物であった³²⁰。解決策として、裁判所が法律適用の誤りを基礎として仲裁判断を再審理する権限は維持するが、その権限は当事者の合意によって排除できるとしたのである³²¹。1996年2月報告書のなかでDACは、仲裁法審議会で主張されたモデル法に追従するべきとするという議論を却下し、当事者が自身の契約がイングランド法のもと確立した原則に支配されると合意した場合には、結果がイングランド法のもとの原則と確実に一致するために、当事者は裁判所に対する最大限の上訴権を有するべきであるという説を展開した³²²。司法の審理権を排除する当事者の権利を認識したうえで、1979年法は上述の方策をとった³²³。①国内合意、②いわゆる特別分野 (special categories)、そして③制定法上の仲裁に関して、三つの主要な制限が導入された³²⁴。こうした制限は1996年仲裁法で廃止された³²⁵。

2 1979年法における裁判所の管轄権の制限

上述のとおり、①国内合意、②いわゆる特別分野 (special categories)、そして③制定法上の仲裁に関して、裁判所への上訴の排除合意につき、特別な制限を設けていた。これについて、以下に詳細に紹介したい。

(1) 国内仲裁合意と国際仲裁合意

国内仲裁合意と国際仲裁合意とは区別され、前者は1979年法3条(7)により、仲裁合意がなされた時点で、英国国内でなされる仲裁のために締結され、英国籍を有するもしくは英国に住居を構える者もしくはその中心的事業地と管理が

英国内にある企業のなす合意と定義された³²⁶。1979年法3条(6)によれば、排除合意は仲裁手続が開始したあとに排除合意が締結されたものでなければ、効力を生じえない³²⁷。後段で説明する特別分野を除く国際仲裁合意において、排除合意はいつでも締結でき、特に仲裁条項に含めることもできた³²⁸。国内仲裁合意と国際仲裁合意との区別は、形式上1996年法でも維持されることとなったが、実務では廃止されている。1996年法87条では、国内仲裁(実質的には1979年法と同様の文言で1996年法85条³²⁹に定義されている³³⁰)の場合には仲裁手続が開始されたあと締結されたものでなければ、排除合意は無効であるとされていることに変わりはない³³¹。しかし、これは1996年法に定められる制定法上の手段をもって排除することができる³³²。したがって、効力ある排除合意に課されていた制限は、1996年法のもとで適用されなくなっている³³³。区別の目的は、仲裁法における消費者保護の基礎を導入することであったが、これは今では1996年仲裁法89-91条³³⁴の規定で直接的に達成された³³⁵。それ以上に、後に1996年仲裁法となった法案の審議中に、国内仲裁の定義は英国の消費者をEU内の他の場所にいる消費者よりも有利な立場に立たせるという結果を招き、これがEC条約に反することが、明らかにされた³³⁶。

(2)特別分野

1979年法4条(1)は国際仲裁合意に関する三つの分野において排除合意は以下のいずれかの要件を満たさない限り、無効である旨を示す³³⁷。ここでいう分野とは、海事法に関する請求、保険契約、商品契約(commodity contract)の三つである³³⁸。①関連する仲裁手続の開始のあと締結されたものでないこと②仲裁判断が関連する契約がイングランド法以外の法に支配されていないこと、という特別な扱いを要するとされたこの3つの分野は、国内仲裁合意でも効力を有するものではあったが、イングランドの裁判所に提出される多くの国際紛争を包含していた³³⁹。特別事件の実際の機能は、十分に明らかではなかったとされている³⁴⁰。1979年仲裁法の立法趣旨はイングランドでなされた仲裁判断の終局性を確保することであり、仲裁が仲裁判断の必然的な終局性を保障する他の法域に流れ出ていってしまうことを防止することであった³⁴¹。そして、1979年仲裁法4条(3)は国務大臣(Secretary of state)に特別分野を排除もしくは修正の権限を与えたが、これを拡張する権限は与えなかった³⁴²。実務からの圧力

にも関わらず、特別分野は、1996年仲裁法が制定されるまで、廃止されることはなかった³⁴³。1996年法は司法の再審理の排除に関して、どんな種類の仲裁合意も同様に扱っている³⁴⁴。

特別分野の第一の範囲として、高等法院の海事法の管轄に属する一切の請求が挙げられる³⁴⁵。一般的な高等法院の海事法管轄は1981年最高裁判所法(The supreme court act 1981) 20条(2)に定められる³⁴⁶。特に問題となるのは、売買契約に関してであるが、1981年最高裁判所法 20条(2)は、「船舶に積まれた商品の運送に関する、もしくは船舶を使用する、賃借する一切の合意から生じ」た請求は高等法院の海事法管轄に従う旨定める³⁴⁷。Petrofina SA v. AOT Ltd, The Maersk Nimrod³⁴⁸ 事件において、CIF契約のもと紛争が生じ、販売側は購入側に対し、延船料を主張した³⁴⁹。当事者は仲裁手続の開始前に排除合意を締結していて、仲裁判断を受けて購入側は1981年法 20条(2)(h)の定める事由にあたるため排除合意は無効な旨主張して高等法院に上訴を提起した³⁵⁰。Phillips 判事は、延船料の主張は商品の運送や船舶を使用する、もしくは賃借する契約というよりはむしろ売買契約から生じたものであり、CIF契約とCIF契約の一部であった別個の用船契約(商品の販売者と船舶の所有者の間の契約であり、購入者は当事者ではない)は別々の義務を生じさせる旨判示した³⁵¹。しかし、Phillips 判事はいくつにも分類することのできる義務を網羅し、船舶の使用を含む、契約の該当部分は、高等法院の海事法管轄に服することを認めた³⁵²。また、販売者が船舶を指定する権限を有する商品の海上運送に関する契約は、1981年 20条(2)(h)のいう船舶に積まれた商品の運送に関する契約とは異なる旨判示した³⁵³。そうした契約のもとでは契約と最終的に指定された船舶とは必ずしも関連がないからである³⁵⁴。すなわち、当該条項は特定の船舶で商品を送る契約がある場合にのみ適用される³⁵⁵。

第二に、保険契約から生じる紛争も特別分野に含まれる³⁵⁶。1979年法は、「保険契約」という文言の定義を示さず、ここに再保険契約がこの枠組みに含まれるのかという理論上の問題が生じた³⁵⁷。この争点は現在まで、争点となっておらず、したがって裁判所による先例もない³⁵⁸。

最後に、第三の類型として、商品契約から生じる紛争がある³⁵⁹。「商品契約」という文言は1979年法で①制定法上の手段により条件づけられるイングランド及びウェールズにおける商品市場もしくは交換に恒常的に関わる商品の売買

に関する契約②条件づけられる種類の契約と定義された³⁶⁰。この特別分野に分類される関連の商品市場と商品契約は1979年仲裁(商品契約)命令(Arbitration (Commodity Contracts) Order 1979)に定められた³⁶¹。

(3)制定法上の仲裁

1979年仲裁法3条(6)によれば、制定法上の仲裁の場合には排除合意は効力を有さない³⁶²。本規定は、1996年仲裁法ではその効力を弱められた³⁶³。1996年法以前に制定された法に基づいてなされた仲裁か、以後に制定された法に基づいてなされた仲裁かを問わず、制定法上の仲裁は、1996年法94-97条³⁶⁴に定められた一連の例外を前提として、同法に従う³⁶⁵。1996年法69条による司法の審理権と1996年法69条(1)による当事者の司法介入の排除権は、例外一覧に含まれない³⁶⁶。しかし、仲裁合意に定める一定の分野における合意による司法の再審理権の排除を不可能にするのかもしれない³⁶⁷。すなわち、1996年仲裁法94条(2)(a)は、「それによって確立された一切の規定や手続に関する制定法上の規定と矛盾する。」限りにおいて、1996年法が制定法上の仲裁には適用できないと定め、また1996年法98条³⁶⁸は制定法上の仲裁の請求に際し、国務長官に制定法上の手段を用いて、1996年法の一切の規定を採用もしくは排除する権限を与えた³⁶⁹。したがって、そうした制定法もとの手続が、司法による再審理の排除権と齟齬をきたさないか確認するために、それぞれの法令を検討することは必要不可欠である³⁷⁰。

第四款 1996年仲裁法による裁判所による再審理の排除合意

1 以上の1979年法の状況を踏まえ、1996年仲裁法は、仲裁判断の中のイングランド法の問題に関する司法による再審理は、一切の合意上の仲裁で、また当事者の状況および仲裁地の状況に関わりなく、排除できるとするものである、という立場をとった³⁷¹。「排除合意」の文言は、1996年仲裁法によって削除され、同法69条(1)は単に満足を得られなかった当事者に、「別段の合意がない限り」、法律問題の誤りを理由に仲裁判断に対して、上訴を提起する許可を裁判所に求める権利を与えている³⁷²。1996年法は、同法6条により当該合意が書面によってなされなければならないと定めているにすぎず、専門用語を用いた排除合意も要求していない³⁷³。1996年法は、排除合意がどちらかの署名を要件と

して求めてはいなく、*Arab African Energy Corporation Ltd v. Olieprodukten Nederland BV*³⁷⁴ 事件において、1979 年法 3 条(1)における同様の規定は、同じように書面による合意を必要としていたが、合意に署名がなされなければならないとはしていなかった旨判示した³⁷⁵。早期の制定法のもとでは、排除合意は仲裁合意の一部という形式をとっている必要はなく、司法による再審理を排除する仲裁規定に言及することによって合意を示すことが可能であった³⁷⁶。これは、1996 年法 5 条における書面の厳格ではない定義でそのまま引き継がれている³⁷⁷。また、1996 年法 87 条³⁷⁸ は、国内仲裁合意の場合には、排除合意は手続の開始後になされなければならないと定めているが、これは必ずしも排除合意が別紙に書面で示されていなくてはならないわけではないことを意味している³⁷⁹。

2 1996 年法は 1996 年法 69 条の定める、司法による再審理の如何は別段の合意に従うものとするという単純な立場は、1979 年法 3 条(2)の定める様々な状況を包含することを想定しているかもしれない³⁸⁰。効力のある排除合意は、仲裁人のなした全ての仲裁判断に適用でき、単純に終局的仲裁判断に適用されるわけではないとされる³⁸¹。仲裁合意における仲裁条項と仲裁請求が別個の契約であることを心に留めておくことは重要である³⁸²。多くの場合、仲裁請求は仲裁条項の文言に影響を及ぼし、それゆえ、仲裁条項が司法による再審理の排除を含んでいる場合、それが特別の言及が必要となってくる³⁸³。しかし、時には仲裁請求は、たとえば第三当事者が関わり始めた場合、仲裁条項に言及することなく合意に至る³⁸⁴。そして、そうした場合、仲裁条項に定められる司法による再審理の排除は請求そのものと矛盾しない³⁸⁵。

第五款 上訴権を排除する合意の形式

1979 年法のもとでの判例から判断するに、裁判所が専門的な表現を方法で厳格に判断するというよりは、むしろ広範囲に当事者の意図を汲み取ろうとすることは明らかであるが、1979 年法同様、1996 年仲裁法は、司法の再審理を排除するのに十分な文言の形式を認定していない³⁸⁶。そのため、排除合意を形成するとされる多くの形式が認められていると解されている³⁸⁷。

1 まず、もっとも単純で、明白な規定とされるのが、法律問題に関する裁判

所への上訴を排除する合意である³⁸⁸。ICC 規定 24.2 条は、「紛争を国際商業会議所 (International Chamber of Commerce) による仲裁に委託することにより、当事者は下された仲裁判断を遅滞なく履行することを了解し、上訴権の放棄が有効になされている限りにおいて一切の形態の上訴権を放棄したものとみなされる。」と定めているとおりである³⁸⁹。Arab African Energy Corporation Ltd v. Olieprodukten Nederland BV³⁹⁰ 事件において、Leggatt 判事は、完璧には程遠いながらも、この文言は上訴権排除の目的を達している旨判示した³⁹¹。「(効力ある) 一切の上訴権の排除はその目的を達成するだけではなく、1979 年法に適合するように到達し、上訴権を排除できない特定の事由を斟酌する。」としており、1996 年法はこの理由をそのまま維持しているとされている³⁹²。

2 次に挙げられるのは、仲裁判断に理由を付さない旨の合意である³⁹³。この合意は、1996 年法 69 条(1)但し書きにより、裁判所の管轄を排除する合意とみなされる³⁹⁴。合意に反して、実際には仲裁人により理由が付されたという事実は合意の排除効を無効にするものではない³⁹⁵。この立場は 1979 年法のもとでは対照的であった³⁹⁶。すなわち、理由を付さない合意が司法による再審理を排除することを意図していたとの推定を生むとしても、理由が付された以上は司法による再審理は可能であるとしていた³⁹⁷。たとえ、理由が求められなかったか、または理由を付さない合意があった場合でも、そうした事例で、裁判所が管轄を主張することに明らかに消極的であっても、同様である³⁹⁸。

3 また、実体法上の契約、もしくは少なくとも法律問題が生じる契約の一部がイングランド法以外の法の支配を受けるとする合意も排除合意とされる³⁹⁹。1996 年法 82 条(1)は、「法律問題」という文言をイングランド法上の問題と定義しているため、外国法の問題に関する上訴をイングランドの裁判所が審理することはできないことが、この理由である⁴⁰⁰。同様に、1996 年仲裁法 46 条(1)(b)⁴⁰¹により、仲裁人は基礎となる契約に厳格な法の解釈をあてはめないとする合意も類似の規定であろう⁴⁰²。この種類の合意は、必ずしも関連する一切の法規定を排除することを意味するとは限らないし、したがって、仲裁人の判断はイングランド法の法規定を適用する判断とすることはできない⁴⁰³。したがって、司法による再審理の権限が立ち入る要素はないと判断されるためであ

る⁴⁰⁴。これはDACの1996年2月報告書における見解であり、1996年法が成立する前から、仲裁人が解釈につき厳格規定を適用する必要のない合意が存在する場合には契約の意味に関する仲裁人の解釈に異議を申し立てることは適当ではないと、裁判所によって認識されていた⁴⁰⁵。前述の合意と極めて似通っているのが、仲裁人は基礎となる契約につき厳格に法規定の適用をしなくてもよいとする合意である(1996年46条(1)(b))⁴⁰⁶。仲裁人がイングランド法の法原則を適用しないことを明らかにする場合は明らかに上訴権の排除合意であるため困難は生じない⁴⁰⁷。より大きな問題を孕んでいるのは、仲裁人がイングランド法を適用しないと判断したにも関わらず、イングランド法の法原則が適用されていることが仲裁判断に示されている場合である⁴⁰⁸。それにもかかわらず、そうした条項が司法による再審理の排除であると主張されるものには二通りある⁴⁰⁹。第一が、当事者が仲裁人に法原則から逸脱することを許したという事実自体が、当事者が法律問題に関して上訴をする可能性を意図していなかったことを示す場合である⁴¹⁰。第二が、仲裁人が誤ってイングランド法を適用した場合、69条(3)(a)における一方もしくは両当事者の権利は実定法上影響を受けたという、管轄に関する要件は満たされていないことになる場合である⁴¹¹。なぜなら、仲裁人は法規定を一切適用しない判断をなし、間違った法適用により、すなわち少々異なった方法で、到達したのと同じ結果に到達したからである⁴¹²。ここで注目すべきなのは、仲裁人はイングランド法を適用することを決めたのかもしれないが、それは当事者との関係ではなんらの義務を負うものではなかったということである⁴¹³。

4 更に、仲裁判断の形式に格下げされた、1996年法51条⁴¹⁴に従い紛争を解決する合意も排除合意とされる⁴¹⁵。1996年法52条(4)により、仲裁判断が和解成立の形をとる場合には、理由は付されない旨定められている⁴¹⁶。この規定の趣旨は、当事者が理由を付さないことに合意した場合には司法による再審理は認められないとする、1996年法69条(1)但し書きのもと仲裁判断を下すことである⁴¹⁷。

5 仲裁人の仲裁判断が終局的かつ拘束力を有するものとする合意も、そのまま排除合意と認められる⁴¹⁸。この文言の効力は、1979年仲裁法のもとでは換

討されず、1996年法のもとでの効力はいまだ不明瞭である⁴¹⁹。「終局的かつ拘束力を有する」との文言が、排除合意の効力を有するという議論を支持する説は、仲裁人の判断はただ終局的かつ拘束力を有するときのみ仲裁判断を認められることを意味する⁴²⁰。当該文言が排除合意として効力を生じない限りは、仲裁人の判断は、宣言的もしくは実質的な意味合いを一切欠くものとしかみなされない⁴²¹。オンタリオの判決は、法が当事者に裁判所の管轄権を排除することを認めている場合は「終局的かつ拘束力を有する」との文言が排除合意としての効力を有する旨示した⁴²²。*Labourers International Union Of North America, Local 183 v. Carpenters and Allied Workers, Local* 事件⁴²³でも同様に判示された⁴²⁴。*National Ballet of Canada v. Glasco* 事件⁴²⁵では区別された⁴²⁶。これは、当事者の合意は一切の紛争は「拘束力を有する」単一の仲裁人に委託し、当該事項は仲裁で「完全にかつ終局的に解決される」旨定めていた事例である⁴²⁷。裁判所は「拘束力ある」という文言の単独での使用は、熟慮の上で、「終局的かつ拘束力を有する」という決まり文句を採用しない意図を表わす⁴²⁸。「完全にかつ終局的に」紛争を解決するという文言は、一切の上訴と関連がないが、単純に関連仲裁機関へのそれ以上の再審理を防ぐものである⁴²⁹。対照的に、オーストラリアでは、「終局的かつ拘束力を有する」という文言は、排除合意を形成するのに十分であるとは認められていない⁴³⁰。*Al Hadha Trading Co v. Tradigrain SA* 事件⁴³¹では、HHJ Havelock-Allan QCはGAFTA規定22条における「当該規定に従ってなされた一切の判断は、終局的、最終的、拘束力を有する」という文言が、排除合意としての効力を持つという議論には、ある程度の説得力があることを認めた⁴³²。実務上は、「終局的かつ拘束力がある」という文言が正式な排除合意に値するか否かということは問題とはならないかもしれない⁴³³。ニュージーランド控訴院が、*Gold and Resource Developments (NZ) Ltd v. Doug Hood Ltd* 事件⁴³⁴において、そうした文言が使われていることは、裁判所が上訴に許可を与えない強力な根拠となる旨判示したことに根拠を置くものである⁴³⁵。

第四章 結語

本論文は、イングランド・ウェールズを支配する仲裁法において国家裁判所への上訴制度が古くから設けられている事実を踏まえ、当該制度が存すること

は仲裁判断の有する効力になんらかの影響を与えているのではないか、という仮説に基づくものである。これを検討する前提として、イングランド・ウェールズの1996年仲裁法における国家裁判所への上訴制度を詳らかにした。

第二章では、英国仲裁法における「法律問題に関する上訴制度」の歴史的展開を概覧した。第一節で紹介した英国仲裁法の歴史を概言すると、商業・産業の中心地として発達していた英国で、その発達に伴って増加していった紛争を私的に解決する機関としてその存在感を示していた仲裁は、国王裁判所と対立し、そして次第に協調しあって自身の地位を確立していった経緯ということになろう。国王裁判所、後の国家裁判所は、仲裁判断への法的効力の付与如何で仲裁廷に影響を与え、仲裁も国家裁判所へ歩み寄っていくことによって仲裁判断の法的拘束力を強めていったものと考えられる。第二節では、英国仲裁法の「法律問題に関する上訴制度」に特に着目して当該制度の沿革を紹介した。この節では、1979年法以前の英国で認められていた三つの制度、すなわち、(1) 仲裁判断そのものに明白な法律点の誤りがある場合には裁判所は仲裁判断を取り消さないし差し戻すことができるという判例上の原則(2) 仲裁手続において生じた法律問題については仲裁人から任意にあるいは裁判所の命令によって、裁判所の判断にゆだねるという特別事件 (special case) (3) これら裁判所による介入を保障するためのものとして、当事者の合意によって仲裁に対する裁判所の介入権を排除すること (ouster) はできないとの判例法上の原則を示し、それぞれの成り立ちと、1979年法でどのような推移を辿ったかを明らかにした。

翻って、第三章では、現行法である1996年英国仲裁法における「法律問題に関する上訴制度」について俯瞰した。イングランド・ウェールズの法域は、1985年に成立したUNCITRALモデル法を継受していないとは雖も、決して無関係ではいられず、少なからずその影響を受けている。本稿では、1996年仲裁法の制定に大きな影響力を持ったDACによる報告書での議論も含めて、本法制定の過程と実際に定められた規定の概要を示した。さらに、「法律問題に関する上訴制度」が、過去の仲裁法においては、紛争当事者の合意によっても排除できない強行規定であった史実を踏まえ、現行法では如何に排除可能とされているかという点についても説明を加えた。

本論文は、「法律問題に関する上訴制度」の表面を撫でたに過ぎず、仲裁判

断の効力を論ずるには、まだまだ課題が山積していることは明らかである。今後の課題として、「法律問題に関する上訴制度」が近時の判例でいかなる扱いを受けているかに焦点を当て、*Shell Egypt West Manzala GmbH v Dana Gas Egypt Ltd* 事件 (2009)、*Sheffield United Football Club Ltd v West Ham United Football Club plc* 事件 (2008)、*Cottoner Anstalt v. Patriot Spinnig Mills* 事件 (2013年) など判例研究を行う必要がある。判例研究を重ねたうえで、仲裁判断の国家裁判所への上訴制度が、イングランド・ウェールズにおける仲裁判断の効力、特に既判力にいかなる作用を及ぼすのか、検討を行いたい。

-
- 1 本研究は日本学術振興会の科学研究費補助金（若手研究 18K12685）の支援により実施されたものである。
 - 2 本稿第三章第二節に該当条文を紹介する。
 - 3 Robert Merkin, *Arbitration Law*, 2004. para.1.1 参照。
 - 4 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 巻 5 号 (1957) 8 頁
 - 5 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法律時報 54 巻 8 号 26 頁
 - 6 石田京子「仲裁判断に対する合意による司法審査の拡張—米国連邦仲裁法における判例の展開—」比較法学 41 巻 2 号 71 頁
 - 7 石田京子「米国連邦仲裁法における合意による司法審査の拡張の否定—2008 年 ホールストリート事件判決」比較法学 44 巻 3 号 145 頁
 - 8 同上
 - 9 石田論文では、finality は「最終性」と訳出されている。
 - 10 2019 年 3 月 26 日、British Institute of International and Comparative Law 主催、第 17 回仲裁法検討会（英国、ロンドン）で報告された。
 - 11 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54 巻 8 号 26 頁参照。
 - 12 「紛争者自身によって組織された裁判機構により、法律又は法律裁判所の干渉なくして、それを解決する目的で、彼等の間に起つた紛争を審理決定する非公式の制度である」（訳は、依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 巻 5 号 (1957) 8 頁に依拠した。）と Ralston は自身の著書“*International Arbitration from Athens to Locarno (1929)*” のなかで当時の仲裁の本質につき説明する。
 - 13 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 巻 5 号 (1957) 8 - 9 頁
 - 14 同上、8 頁参照。
 - 15 同上。
 - 16 同上。

- 17 *Case R. v Thornton* (1819, 1B. & Ald. 405)
- 18 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 卷 5 号 (1957) 9 頁参照。
- 19 同上、9 頁参照。
- 20 同上。
- 21 同上。
- 22 同上。
- 23 ‘ignorance of the law excuses nobody.’ すなわち、『法律知識の無知は、何れの人にとっても言い訳にはならない。』を意味するラテン語である。John Gray” *Lawyers’ s Latin a Vade Mecum*” は以下のように説明する。
- 「不法行為者が自身のなした行為が犯罪であると知らなかったとしても、有利には働かない。『法律知識の無知は誰の弁解にもならない。すなわち、全ての人が法律を熟知しているわけではないが、全員がその主張を申し立てたとしたら、反論することはできないからである。』と John Selden は述べている。だんだんと、この理解できる規定は潜在的に不正義を促すものになっている。なぜなら、より多くの委任立法が議会通过しているからである。当該法規定は、市民は社会において自身の人生を法的に秩序立てるために、自身が管轄されている法律にアクセスできるべきであるし、それにつき、取り決められるべきである、とする一面もある。しかし、徐々に、効力を強めた規定は、制定されるかもしれない法制度によって、制定されていった。冗漫で読むこともできない制定法は頻繁に罰則の付された違反を作った。それらは議会によっては決して議論されず、しばしば、その制定法が適用される分野を差配する責任のある役人のみが知っている場合もある。最も重要なのは、そうした制定法が効力を有するのが、一体正確にはいつなのかを知るのはいさばしいのである。これはしばしば、首相が定めた日である。」
- 24 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 卷 5 号 (1957) 9 頁参照。
- 25 同上。
- 26 この訳は、依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 卷 5 号 (1957) 9 頁に依拠した。
- 27 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 卷 5 号 (1957) 9 頁参照。
- 28 同上。
- 29 同上。
- 30 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 卷 5 号 (1957) 9 頁参照。
- 31 2 Dyer 2166; 23 E.R. 478
- 32 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4 卷 5 号 (1957) 10 頁参照。

- 33 Cro. Eliz, 4 ; 78 E.R. 708
- 34 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号 (1957) 10頁参照。
- 35 4 Leon, 31 ; 74 E.R. 708
- 36 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号 (1957) 10頁参照。
- 37 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号 (1957) 10頁からの引用による。この論文によれば、What's "Symboleographie" (published 1647) , sub.tit. "Compromise and Arbitrements" 164, Seet 21 にはこのように記載されているとされる。
- 38 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号 (1957) 10頁参照。
- 39 同上。
- 40 88 E.R. 1182
- 41 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号 (1957) 10頁参照。
- 42 Merkin,Ibid..para1.1 参照。
- 43 Merkin,Ibid..para1.6 参照。
- 44 訳は、依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号 (1957) 11頁に依拠した。
- 45 1698年法の前文 (9 & 10 Will, c 15) では以下のように述べている。
 「経験によれば、裁判所の規則に準じて示された基準は、民事紛争の終結という点で、紛争の容易な解決に大きく寄与してきた。なぜなら、当事者は本基準により、仲裁人のなした仲裁判断に従う義務を負うようになるからである。(略) 現在、商業を推進するため、そして、商人、貿易商、その他が関わる商事関連の紛争の終局的な決着のために、すべての事案において、仲裁人の仲裁判断をより効果的にするために、本法を制定するのである。」
 なお、原文は以下のとおりである。
 'Whereas it hath been found by experience, that references made by rule of court have contributed much to the ease of the subject, in the determination of controversies, because the parties become thereby obliged to submit to the award of the arbitrators...now, for promoting trade, and rendering the award of arbitrators more effectual in all cases for the final determination of controversies referred to them by merchants and traders, or others, concerning matters of account of trade, or other matters, be it enacted...
- 46 Merkin,Ibid..para1.6 参照。
- 47 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号 (1957) 11頁参照。
- 48 同上。

- 49 同上。
- 50 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」10頁は、25 L.T.O.S. 427 を出典とする。参照。
- 51 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号（1957）10頁参照。
- 52 Statute of Frauds (1677) ,29 Car.2, C.3)
 “AND bee it further enacted by the authoritie aforesaid That from and after the said fower and twentyeth day of June noe Action shall be brought whereby to charge any Executor or Administrator upon any special promise to answere damages out of his owne Estate or whereby to charge the Defendant upon any speciall promise to answere for the debt default or miscarriages of another person or to charge any person upon any agreement made upon consideration of Marriage or upon any Contract or Sale of Lands Tenements or Hereditaments or any Interest in or concerning them or upon any Agreement that is not to be performed within the space of one yeare from the making thereof unlesse the Agreement upon which such Action shall be brought or some Memorandum or Note thereof shall be in Writeing and signed by the partie to be charged therewith or some other person thereinto by him lawfully authorized.”
 「裁判所から既に予告があったものとする。6月20日に訴訟を行う。自分の所有地から発生した損害に関し特別な契約に則って、執行者もしくは管財人にどのように請求するか、債務不履行もしくは他の人の過失に関する特別な契約に則ってどのように被告に請求するか、婚姻・契約・自由保有不動産権の売却、相続財産とそれに付随する利子に関する同意を相手方にどのように請求するかについての同意適用規定、メモのようなものが文書になっていない場合、法的に認められている人の署名がない場合、上述の場合にどのようにするか」
<http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=47463&strquery=arbitration> 参照。
- 53 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号（1957）10頁参照。
- 54 同上。
- 55 2 Cox, Eq.Cas., 369
- 56 依田信太郎「英国における商事仲裁制度の史的考察」貿易クレームと仲裁 4巻5号（1957）10頁参照。
- 57 同上。
- 58 同上、11頁参照。
- 59 同上。
- 60 Merkin,Ibid.paral.7 参照。
- 61 Ibid.paral.7 参照。
- 62 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54巻8号 27頁参照。

- 63 Merkin,Ibid..para1.7 参照。
- 64 Ibid..para1.7 参照。
- 65 Ibid..para1.7 参照。
- 66 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54 巻 8 号 26 頁参照。
- 67 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54 巻 8 号 26 頁は、「法律点の誤り」という表現を用いる。
- 68 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54 巻 8 号 27 頁参照。
- 69 Merkin,Ibid..para21.1 参照。
- 70 Ibid..para21.1 参照。
- 71 *Mutual Shipping Corporation of New York v. Bayshore Co of Monrovia, The Montan*[1985] 1 All ER 520; *Atlantic Lines and Navigation Co Inc v. Italmare SpA, The Apollon* [1985] 1 Lloyd' s Rep 597.
- 72 Merkin,Ibid..para21.1 参照。
- 73 Ibid..para21.2 参照。
- 74 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54 巻 8 号 27 頁参照。
- 75 1950 年仲裁法第 21 条は以下のように定める。なお、翻訳については国際商事仲裁協会・仲裁法規集(加除式)(1991 年)に拠った。
〔(特別事件の陳述)

第 21 条

- (1) 仲裁人または審判人は、高等法院の決定を求める特別事件の形式で、つぎのことを述べることができ、また高等法院によって命ぜられたときは、それを述べなければならない。
- (a) 仲裁付託の手続中に生じた法律問題。
- (b) 仲裁判断の全部またはその一部。
- (2) 仮仲裁判断に関する、または仲裁付託の手続中に生じた法律問題に関する特別事件は、仲裁付託による手続がなお係属している場合においても、陳述することができる、または高等法院はその陳述を命ずることができる。
- (3) 本条による高等法院の決定は、1925 年の最高司法法院(統合)法第 27 条(高等法院の判決に対する控訴を審問し、かつ決定する控訴院の管轄権に関するもの)の意味における裁判所の判決とみなされる。ただし、本条第 1 項(a)にもとづいて陳述された事件について高等法院がした決定に対しては、高等法院または控訴裁判所の許可がなければ、上訴することはできない。]
- 76 Merkin,Ibid..para21.2 参照。
- 77 Ibid..para21.2 参照。
- 78 Ibid..para21.2 参照。
- 79 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54 巻 8 号 30 頁参照。
- 80 同上、31 頁参照。
- 81 同上。
- 82 同上。

- 83 [1973] 1QB 296
- 84 Merkin,Ibid..para21.2 参照。
- 85 Ibid..para21.2 参照。
- 86 Ibid..para21.2 参照。
- 87 Ibid..para21.2 参照。
- 88 Ibid..para21.2 参照。
- 89 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54 卷 8 号 27 頁参照。
この原則の確立の経過は、詳らかにすることができなかった。
- 90 谷口安平「イギリスにおける仲裁」法時 54 卷 8 号 27 頁参照。
- 91 Merkin,Ibid..para21.3 参照。
- 92 Ibid..para21.3 参照。
- 93 Ibid..para21.3 参照。
- 94 Ibid..para21.3 参照。
- 95 Ibid..para21.3 参照。
- 96 1979 年 1 条は以下のように定める。なお、翻訳については国際商事仲裁協会・仲裁法規集（加除式）（1991 年）に拠った。
〔仲裁判断の裁判所による再審理〕

第 1 条

- (1) 1950 年英国仲裁法（以下原典と略称）第 21 条（高等法院の決定を求める事件の陳述）は廃止され、下記の第 2 項によって与えられた出訴権を侵害することなしに、高等法院は、仲裁判断の本文中に事実または法律の誤謬があることを理由に、仲裁契約にもとづく仲裁判断を取消し又は差し脅す権限は有しない。
- (2) 下記の第 3 項により、仲裁契約より生ずる法律上の問題について、高等法院に訴えることができる。上記訴訟に対する決定として、高等法院は、
- (a) 仲裁判断を確認、変更又は取り消し又は、
- (b) 訴訟の原因となった法律問題についての高等法院の意見を付して仲裁判断を仲裁人又は審判の再審査に付すために差し戻すことを命ずることができる。
- そして、仲裁判断が上記(b)に拠り差し戻された場合には、仲裁人又は審判人は、その高等法院の命令が別段の指示をしていない限り、差戻し命令の日から 3 カ月以内に、改めて仲裁判断をなさなければならない。
- (3) 本項の出訴は仲裁付託の当事者のだれもが、
- (a) 仲裁付託の他の当事者全員の同意を得て又は、
- (b) 下記第 3 条により裁判所の許可を得て、これを行うことができる。
- (4) 高等法院は、すべての事情を考慮して、当該法律問題の決定が実質的に仲裁契約当事者の 1 名又は 2 名以上の権利に影響を及ぼすと思われる場合を除き、上記第 3 項(b)の許可を与えてはならない。高等法院は、その適切と考える条件を付して、出訴許可申立人に対していかなる許可をも与えることができる。
- (5) 仲裁付託の当事者が、

- (a) 他の当事者全員の同意を得て、又は、
- (b) 下記第3条に従って、裁判所の許可を得て、

仲裁判断の理由を付与する旨の申立をなし、この申立において、仲裁判断が全く理由を付しておらず又は十分な理由を付していないことが高等法院にとって明らかである場合には、裁判所は本条第6条に従って当該仲裁人又は審判人に対し、もし本条記載の出訴がなされた場合、裁判所が仲裁判断より生ずる法律問題を十分に検討できる程度に、その理由を付するように命ずることができる。

- (6) 理由を示さずに仲裁判断がなされた場合は、高等法院は、
 - (a) 仲裁判断が行われる前に、仲裁付託当事者の1名が仲裁人又は審判人に仲裁判断の理由を明示してもらいたい旨の通知を發したこと、又は、
 - (b) 上記の通知を發しなかった特別の理由があったこと が認められない限り、上記第5項の命令を發してはならない。
- (7) 本条による訴訟に対する高等法院の判決については控訴院に上訴することはできない。ただし、下記の場合を除く：
 - (a) 高等法院又は控訴院が許可をなし、かつ
 - (b) 高等法院の判決にかかわる法律問題が社会一般において重要であるため又は他の理由により、控訴院が審理すべきであることを高等法院が証明した場合
- (8) 訴訟によって仲裁人又は審判人の仲裁判断が変更された場合は、変更された仲裁判断は仲裁人又は審判人の仲裁判断と同様の効力を有する。ただし、本条の目的（仲裁判断に対する出訴権）については、この限りではない。」

97 Merkin, Ibid., para 21.4 参照。

98 Ibid., para 21.4 参照。

99 Ibid., para 21.4 参照。

100 Ibid., para 21.4 参照。

101 Ibid., para 21.4 参照。

102 Ibid., para 21.4 参照。

103 *The Nema* [1981] 2 All ER 1030; *Antaios Compania Naviera SA v. Salew Rederiana AB, The Antaios* [1984] 3 All ER 299.

104 この判断は、*Geogas SA v. Trammo Gas Ltd, The Baleares* [1992] 3 All ER 554 でも貴族院によって確率された。

105 Merkin, Ibid., para 21.4 参照。

106 Ibid., para 21.5 参照。

107 Ibid., para 21.5 参照。

108 Ibid., para 21.5 参照。

109 Ibid., para 21.5 参照。

110 Ibid., para 21.5 参照。

111 *Schiffahrtsagentur Hamberg Middle East Line GmbH Hamberg v. Virtue shipping Corporation Monrovia, The Oinoussian Virtue* [1981] 1 Lloyd' s Rep 533

112 *Moran v Lloyd' s* [1983] 2 All ER 200; *K/S A/S Bill Biakn v. Hyundai*

- Corporation [1988] 1 Lloyd's Rep 187
- 113 Ibid.,para.21.5 参照。
- 114 Ibid.,para.1.8 参照。
- 115 Ibid.,para.1.8 参照。
- 116 Redferu and Hunter, International Commercial Arbitration, 3rd ed.
- 117 Merkin,Ibid.,para.1.8 参照。
- 118 Ibid.,para.1.8 参照。
- 119 Sarcevic, Essays on International Commercial Arbitration.
- 120 Merkin,Ibid.,para.1.8 参照。
- 121 Ibid.,para.1.8 参照。
- 122 モデル法は、「国際商事仲裁」のみに適用することができる。これらそれぞれの単語はモデル法で定義づけられている。仲裁は①仲裁合意がなされた時点で合意の当事者が異なった国家に事業地を有していること、②当事者が自身の事業地を有する国の国外に一つでも拠点を有する場所があること、という要件のいずれかを満たした場合に「国際的」であるとみなされる。
- 123 Merkin,Ibid.,para.1.8 参照。
- 124 Ibid.,para.1.13 参照。
- 125 Ibid.,para.1.13 参照。
- 126 Ibid.,para.1.13 参照。
- 127 Ibid.,para.1.13 参照。
- 128 Ibid.,para.1.13 参照。
- 129 Ibid.,para.1.13 参照。
- 130 Ibid.,para.1.13 参照。
- 131 Ibid.,para.1.13 参照。
- 132 Ibid.,para.1.13 参照。
- 133 Ibid.,para.1.13 参照。
- 134 例えば、両当事者の平等条項や仲裁判断は書面でなおかつ理由を付さなければならぬ規定などは有益と評価された。
- 135 Ibid.,para.1.13 参照。
- 136 Ibid.,para.1.13 参照。
- 137 Ibid.,para.1.13 参照。
- 138 Ibid.,para.1.14 参照。
- 139 Ibid.,para.1.14 参照。
- 140 Dundas R Hew “The Arbitration (Scotland) Act 2010: Converting Vision into Reality” 2010年2月8日に英国ロンドンのBritish Institute of International and Comparative Law で開催されたシンポジウムにおける報告による。なお、当報告の原稿は、Arbitration (2010) 76 巻 2-15 頁掲載の論文に基づくものとのことである。
- 141 Merkin,Ibid.,para.1.15 参照。
- 142 Ibid.,para.1.15 参照。

- 143 Ibid.,para1.15 参照。
- 144 Ibid.,para1.15 参照。
- 145 Ibid.,para1.15 参照。
- 146 Ibid.,para1.16 参照。
- 147 Ibid.,para1.16 参照。
- 148 Ibid.,para1.16 参照。
- 149 Ibid.,para1.16 参照。
- 150 Ibid.,para1.16 参照。
- 151 Ibid.,para1.16 参照。
- 152 Ibid.,para1.16 参照。
- 153 Ibid.,para1.16 参照。
- 154 Ibid.,para1.16 参照。
- 155 Ibid.,para1.16 参照。
- 156 Ibid.,para1.16 参照。

157 1996年英国仲裁法69条は以下のように定める。なお、本論文で紹介する同法の条文は全て柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁の翻訳に拠った。〔法律問題についての上訴〕

第69条

- (1) 当事者によって別段の合意がなされない限り、いずれの当事者も、(他方当事者および仲裁廷に対する通知と同時に) 仲裁判断中の法律問題について裁判所に対して上訴することができる。仲裁判断の理由を付さないことの合意は、本条の裁判所の関与を排除する合意とみなす。
- (2) 本条に基づく上訴は、次の場合を除いては、行うことができない。
 - (a) その仲裁手続のすべての他方当事者の同意。
 - (b) 裁判所の承認。
上訴の権利は、第70条(2)及び(3)に従うことを条件とする。
- (3) 次のことが認められる場合にのみ、裁判所は、上訴を承認するものとする。
 - (a) 当該法律問題についての判断が一人以上の当事者の権利に実質的な影響を及ぼすこと。
 - (b) 仲裁廷に対して判断するよう求められた問題の一つに該当すること。
 - (c) 仲裁判断中の事実の認定において、
 - (i) その問題に関する仲裁機関の判断が明らかに誤っていること、もしくは
 - (ii) その問題が、一般的に公的重要問題の一つであり、その仲裁廷の判断が重大な疑問を少なくとも提起することになること。
 - (d) 仲裁によって問題を解決するという両当事者の合意にもかかわらず、全ての状況からしてその問題について裁判所が判断することが正当かつ適切であること。
- (4) 本条に基づく上訴の承認の申し立ては、判断されるべき法律問題を特定し、上訴が承認されるべきとする申し立ての理由を付さなければならない。
- (5) 裁判所は、審尋が必要と裁判所が判断しない限り、本条に基づく上訴の承認の申

立ては審尋なくして判断できる。

- (6) 本条に基づく裁判所の承認または不承認の決定に対する抗告は、裁判所の承認を必要とする。
- (7) 本条に基づく上訴に関して、裁判所は命令によって、次のいずれかを行うことができる。
 - (a) 仲裁判断の確認。
 - (b) 仲裁判断の変更。
 - (c) 裁判所が判断するところにより再審理を行うため、仲裁判断の全部又は一部を仲裁廷への差し戻し、
 - (d) 仲裁判断の全部又は一部の破棄。

裁判所は、問題を仲裁廷に対して再考のために差し戻すのが不適切であると考えた場合でない限り、仲裁判断の全部又は一部を破棄する権限を発動しない。

- (8) 本条に基づく上訴に関する裁判所の判断は、それに対する不服申し立て上、判決として取り扱われるものとする。この不服申し立てには裁判所の承認を要す。但し、この不服申し立てには裁判所がその問題を一般的に重要な問題のひとつであるか又は高等法院〔控訴院 (the Court of Appeal)〕によって判断されるべきであるとする特別の理由がない限り、裁判所は承認を与えない。]

[] 分は、原文が the Court of Appeal のため、控訴院とした。

158 上述の柏木訳では、「承認」の訳語を用いる。以下、同じ。

159 上述の柏木訳では、「審尋」の訳語を用いる。

160 Geogas S.A. v. Tramma Gas Ltd (The "Balears") (1991, C.A.)

161 1996年英国仲裁法70条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

〔不服申立てに関する追加条項〕

第70条

- (1) 以下の本条の定めは第67条、第68条又は裁判所69条に基づく申立て並びに不服申立てに適用される。
- (2) 申立人又は上訴人が、次のことを完了していない場合には、申立て又は上訴は行えない。
 - (a) 仲裁手続上での不服申立て又は見直し。
 - (b) 取り得る第57条(仲裁判断の追加もしくは訂正)に基づく手段。
- (3) 申立て又は上訴は、仲裁判断の日付、もしくは、仲裁手続上の不服申立てや再審理の場合にはその手続の結果を申立人又は上訴人が通知を受けた日、いずれかから28日以内に申立てられなければならない。
- (4) 申立て又は上訴に関して、裁判所がその仲裁判断について次のことを発見した場合には、
 - (a) 仲裁廷の理由が付されていないこと。
 - (b) 裁判所が申立て又は上訴について判断できる程度の仲裁廷の理由が付されていないこと。

裁判所は、仲裁廷に対して、そのための十分詳細な仲裁判断の理由を陳述するよう命令することができる。

- (5) 裁判所が前第4項に基づく命令を発する場合には、その命令を発する場合には、その命令から発生する仲裁の追加的費用に関して相当と判断する命令を発することができる。
- (6) 裁判所は申立人又は上訴人に対して、申立て又は上訴の費用のための保証を提供することを命令することができ、その命令に従わない場合にはその申立て又は上訴は却下することを指示することができる。費用の保証提供命令の権限は、申立人又は上訴人が次の場合に該当するという理由では行使されない。
 - (a) 連合王国以外に通常居住する者であるということ、又は、
 - (b) 連合王国以外の国の法律に基づいて設立された会社であること、あるいは該当企業体はその経営の主要部分及び管理が連合王国以外で行われていること。
- (7) 裁判所は、仲裁判断に基づいて支払われる金銭について裁判所に預られるか、又は申立て又は上訴の判断が出されるまでの間、担保を立てるよう命ずることができ、その命令に従わなかった場合には、申立て又は上訴は却下されることを指示することができる。
- (8) 裁判所は、前第6項又は第7項に基づく命令と同様又は類似の効果をもたらす条件に従って上訴の承認を行うことができる。本項は、裁判所の条件を付した承認を行う裁量権には影響を与えない。」

162 1996年英国仲裁法67条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

〔仲裁判断への異議申立：事物管轄〕

第67条

- (1) 仲裁手続の当事者は(他方当事者及び仲裁廷への通知と同時に)、裁判所に対して、
 - (a) その事物管轄について仲裁廷の仲裁判断に異議を申立て、又は、
 - (b) 仲裁廷による主要な争点に関する判断の全部または一部についてその仲裁廷が事物管轄を有さなかったことを理由として無効の宣告をする命令を求める申立てを行うことができる。
 但し、当事者は、異議申立権を喪失することがあり(第73条参照)、また申立権は、第72条第2項及び第3項の制限が適用される。
- (2) 仲裁廷は、本条に基づく裁判所への申立てによる事物管轄に関する判断が係属中であっても、仲裁手続を継続し、仲裁判断を下すことができる。
- (3) [本]条に基づく仲裁機関の事物管轄について 仲裁廷の判断に対する異議の申立に関しては、裁判所は、その命令によって、
 - (a) 仲裁判断を確認する
 - (b) 仲裁判断を変更する、又は
 - (c) 仲裁判断の全部あるいは一部を破棄することができる。
- (4) 本条に基づく裁判所の判断に対する不服申立てには、裁判所の承認を必要とす

る。』

163 1996年英国仲裁法71条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

〔(不服申立て又は上訴：裁判所の命令の効力)

第71条

- (1) 本条の各条項は、裁判所が仲裁判断に関して第67条、第68条又は第69条に基づいて命令を発した場合に効力を有する。
- (2) 仲裁判断が変更された場合には、その変更部分は当該仲裁廷の判断の一部として効力を有する。
- (3) 仲裁判断の全部又は一部が、再審理のために仲裁廷に差し戻された場合には、その移送命令の日から3カ月以内又は短期間〔裁判所の定める期間〕内に、仲裁廷は、差し戻された事項に関する新しい判断を行わなければならない。
- (4) 仲裁判断のその全部又は一部が、破棄又は無効とされた場合には、裁判所は、一定の仲裁判断がその仲裁合意が適用される事項に関する法的手続に先立つ条件であるとする条項について、その仲裁判断の対象事項又はその仲裁判断の関連部分に関して無効であるとの命令を付加することができる。』

〔分は、原文がsuch longer or shorterのため、裁判所の定める期間とした。〕

164 Merkin, Ibid. para 21.4 参照。

165 Ibid. para 21.4 参照。

166 Ibid. para 21.4 参照。

167 Ibid. para 21.4 参照。

168 Ibid. para 21.4 参照。

169 Ibid. para 21.4 参照。

170 Ibid. para 21.4 参照。

171 Ibid. para 21.4 参照。

172 1996年英国仲裁法68条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

〔(仲裁判断に対する異議の申立：重大な反則)

第68条

- (1) 仲裁手続の当事者は(他方当事者及び仲裁廷への通知と同時に)、裁判所に対して、その仲裁判断に、仲裁廷、仲裁手続又は仲裁判断に影響を及ぼす重大な反則が存したという理由で異議を申立てることができる。
当事者は、異議の申立権を喪失することがあり(第73条参照)、また申立権は第70条第2項及び第3項の制限が適用される。
- (2) 重大な反則とは、裁判所が、申立人にとって実質的な不公平となる、もしくは不公平を生じたと判断する次の1つ以上に該当する反則を意味する。
 - (a) 仲裁廷による第33条(仲裁機関の一般的な責務)違反；
 - (b) 仲裁廷の権限踰越(事物管轄権の逸脱以外のもの。第67条参照)；
 - (c) 仲裁廷による、仲裁の当事者の合意した手続に従わずに手続を行ったこと；

- (d) 仲裁廷が付託されたすべての問題を扱わなかったこと；
 - (e) 当事者により仲裁手続もしくは仲裁判断に関して権限を付与された仲裁廷あるいは他の期間にあるいは個人の権限踰越；
 - (a) 仲裁廷による第 33 条（仲裁機関の一般的な責務）違反；
 - (b) 仲裁廷の権限踰越（事物管轄権の逸脱以外のもの。第 67 条参照）；
 - (c) 仲裁廷のよる、仲裁の当事者の合意した手続に従わずに手続を行ったこと；
 - (d) 仲裁廷が付託されたすべての問題を扱わなかったこと；
 - (e) 当事者により仲裁手続もしくは仲裁判断に関して権限を付与された仲裁廷あるいは他の期間にあるいは個人の権限踰越；
 - (f) 仲裁判断の効力についての不確実性あるいは不明瞭性；
 - (g) 仲裁判断が、欺罔行為によって得られたこと、又は、仲裁判断の手続の方法が公序良俗に反するものであること；
 - (h) 仲裁判断の形式が要求に従っていないこと、又は、
 - (i) 当事者によって仲裁手続あるいは仲裁判断に関して権限を付与された仲裁廷その他の機関あるいは個人によって認められた手続もしくは判断中の反則行為。
- (3) 仲裁廷、仲裁手続又は仲裁判断に影響を及ぼす重大な反則が認められた場合には、裁判所は、
- (a) その仲裁判断の全部又は一部を、仲裁廷による再審理のために差し戻す、
 - (b) その仲裁判断の全部あるいは一部を破棄する、もしくは
 - (c) その仲裁判断の全部又は一部について無効を宣告することができる。

裁判所は、問題を仲裁廷の再審理のために差し戻すことが不適當であるということとを認定しない限り、その仲裁判断の全部又は一部を破棄したり無効を宣告する権限を行使できない。

(4)本条に基づく裁判所の判断に対する不服申立てには、裁判所の承認を必要とする。」

173 Merkin,Ibid.,para21.4 参照。

174 Ibid.,para21.4 参照。

175 Ibid.,para21.4 参照。

176 Ibid.,para21.4 参照。

177 Ibid.,para21.4 参照。

178 Ibid.,para21.4 参照。

179 Ibid.,para21.4 参照。

180 Ibid.,para21.4 参照。

181 1950年仲裁法第22条は以下のように定める。なお、翻訳については国際商事仲裁協会・仲裁法規集（加除式）（1991年）に拠った。

〔仲裁判断を差し戻す権限〕

第22条

- (1) 仲裁付託のすべての事件において、高等法院またはその裁判官は、仲裁に付託された事項の全部またはその一部を、仲裁人または審判人に再審理させるため、随時

これを差戻すことができる。

- (2) 仲裁判断が差戻された場合、仲裁人または審判人は、命令に別段の指示がない限り、命令の日から3カ月以内に仲裁判断をしなければならない。」

182 180 国際商事仲裁協会発行の仲裁法規集は「非行」の訳語を用いる。

183 1950年仲裁法23条は以下のように定める。なお、翻訳については国際商事仲裁協会・仲裁法規集(加除式)(1991年)に拠った。

〔(仲裁人の罷免と仲裁判断の取消)

第23条

- (1) 仲裁人または審判人が、非行をした場合、または手続を誤った場合、高等法院はその仲裁人または審判人を罷免することができる。
- (2) 仲裁人または審判人が、非行をするかもしくは手続を誤り、または仲裁もしくは仲裁判断が不正の手段でえられた場合、高等法院はその判断を取消することができる。
- (3) 仲裁判断取消の申立がなされた場合、高等法院はその判断を取消することができる。
- (3) 仲裁判断取消の申立がなされた場合、高等法院は、仲裁判断によって支払うものとされた金銭を、その申立が決定するまで、裁判所に預託するか、またはその他の方法によりそれが確保されるべきことを、命令することができる。

(仲裁人が公平でない場合または紛争が詐欺の問題を含む場合に、救済を与える裁判所の権限)〕

184 Merkin, Ibid. para. 21.4 参照。

185 Ibid. para. 21.4 参照。

186 Ibid. para. 21.4 参照。

187 Ibid. para. 21.4 参照。

188 1996年英国仲裁法82条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

〔(定義)

第82条

- (1) 本編においては、

“仲裁人”とは、個々の定めにおいて特段の事情がない限り、審判官を含む；

“取り得る仲裁手続”とは、仲裁廷もしくは仲裁その他の機関や個人で権限を当事者らから付託された者に対する不服申立てや再審理の手続を含むものとする。

“申立人”とは、個々の定めにおいて特段の事情がない限り、反訴申立人も含み、関連する表現はこの意味に従って解釈されるものとする。

“紛争”とは、いかなる意見の相違をも含む；

“法令”“法”とは、北アイルランド法をも含む；

“法的手続”とは、高等法院又は郡裁判所における民事手続を意味する。

“最終命令”とは、第41条第5項に基づく最終絶対的の命令又は両当事者によって授権されたこれに相当する権限を行使することにおいてなされた命令を意味する；

“財産”とは、土地、建物、移動可能な構造物、自動車、船、飛行機及びホバークラフトを含むものとする。

“法律問題”とは、

- (a) 英国及びウェールズの裁判所においては、英国及びウェールズの法律問題を、そして
 - (b) 北アイルランドの裁判所においては、北アイルランドの法律問題を意味する。“事物管轄”とは、仲裁廷に関するもの、第30条第1項(a)及至(c)に定められる事項、もしくは仲裁廷自体の事物管轄権逸脱に関連するものは、いずれもこれらに定めるところに従って解釈されるものとする。
- (2) 本編における仲裁合意の当事者とは、その仲裁合意の当事者の権限に基づき請求を行う者やそれらを通じて請求をするものも含むものとする。」

189 Merkin, *Ibid.*, para 21.7 参照。

190 *Ibid.*, para 21.7 参照。

191 *Egmatra AG v. Marco Trading Corporation* [1999] 1 Lloyd's Rep 862; *Sanghi Polyesters Ltd v. The International Investor KCSC* [2000] 1 Lloyd's Rep 480.

192 [2000] 2 Lloyd's Rep 83.

193 *Ibid.*, para 21.7 参照。

194 *Ibid.*, para 21.7 参照。

195 *Ibid.*, para 21.7 参照。

196 *Ibid.*, para 21.7 参照。

197 *Ibid.*, para 21.7 参照。

198 [2002] 1 All ER(Comm)59

199 *Ibid.*, para 21.7 参照。

200 *Ibid.*, para 21.7 参照。

201 *Ibid.*, para 21.7 参照。

202 *The Lysland* [1973] 1QB' 843.

203 *Clea Shipping Corporation v. Bulk Oil International Ltd* [1983] 1 Lloyd's Rep 533.

204 *Islamic Republic of Iran Shipping Lines v. The Royal Bank of Scotland, The Anna ch* [1987] 1 Lloyd's Rep 266

205 *Tsakiroglou & Co Ltd v. Noble Thorl GmbH* [1962] AC93.

206 *Lincoln National Life Insurance Cov. Sun Life Assurance co of Canada, American Phoenix Life and Reassurance Co and Phoenix Home Life Mutual Insurance Co* [2004] EWHC 343(Comm).

207 *Marc Rich & Co AG v. Beogradska Plovidba, The Avala* [1994] 2 Lloyd's Rep 363.

208 *Ibid.*, para 21.7 参照。

209 *Ibid.*, para 21.7 参照。

210 *Ibid.*, para 21.7 参照。

211 *Cosemar SA v. Marimarna Shipping Co Ltd, The Matiew* [1990] 2 Lloyd's Rep 323.

212 1996年英国仲裁法52条(4)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

「(4)仲裁判断には、和解による合意裁定であるか又は、両当事者が判断の理由を省略することに合意した場合でなければ、判断の理由を付さなければならない。」

213 [1981] 2 All ER 1030.

214 Merkin, Ibid., para 21.36 参照。

215 Ibid., para 21.36 参照。

216 Ibid., para 21.36 参照。

217 Ibid., para 21.36 参照。

218 Ibid., para 21.36 参照。

219 Ibid., para 21.36 参照。

220 Ibid., para 21.36 参照。

221 [1985] AC 191, HL.

222 Ibid., para 21.37 参照。

223 Ibid., para 21.37 参照。

224 Ibid., para 21.37 参照。

225 Ibid., para 21.37 参照。

226 Ibid., para 21.37 参照。

227 Ibid., para 21.37 参照。

228 Ibid., para 21.37 参照。

Aden Refinery Co Ltd v. Ugland Management Co Ltd [196] 2 Lloyd's rep 336 事件でも Mustill 卿は、この見解を再度示している。

229 Ibid., para 21.37 参照。

230 Ibid., para 21.37 参照。

231 Ibid., para 21.37 参照。

232 Ibid., para 21.37 参照。

233 Ibid., para 22.1 参照。

234 Ibid., para 22.1 参照。

235 Ibid., para 22.1 参照。

236 Czarnikow v. Roth, Schmidt & Co [1922] 2 KB 478.

237 Merkin, Ibid., para 22.1 参照。

238 Ibid., para 22.1 参照。

239 この権限は1950年仲裁法では24条2項に示されていたものである。

240 Merkin, Ibid., para 22.1 参照。

241 Ibid., para 22.2 参照。

242 Ibid., para 22.2 参照。

243 Ibid., para 22.2 参照。

244 Ibid., para 22.2 参照。

245 1996年英国仲裁法30条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀

一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

〔(仲裁廷の事物管轄を定める権限)〕

第30条

- (1) 両当事者の別段の合意がない限り、仲裁廷は自ら次の事項について判断する権限が存するかどうか決することができる。
- (a) 有効な仲裁合意が存在しているかどうか、そして
 - (b) 仲裁廷が適切に構成されているかどうか、そして
 - (c) 如何なる問題が仲裁合意に従って仲裁に付託されているか。
- (2) いずれの上記決定に対しても、とりうる仲裁手続の再審理や不服申立手続、もしくは本編の定めに従って、争うことができる。」

246 Ibid. para 22.2 参照。

247 1996年英国仲裁法9条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

〔(訴訟手続の中断)〕

第9条

- (1) 仲裁合意の一方当事者に対し、仲裁に付託されるべき事項に関して、訴訟手続が開始された場合には(訴の提起又は反訴として行われたか否かを問わない)、当該当事者は(その訴訟手続のもう一方の側の当事者への通告と同時に)その訴訟手続が行われた裁判所に対して、仲裁手続の中断を求めることができる。
- (2) 中断の申立ては、仲裁の申立てを行ったか否かを問わず、他の紛争の解決の手段を尽くした後においても申し立てることができる。
- (3) 中断の申立ては、当該当事者がその者に対する訴訟手続の係属を承認する何等かの手続上の行為を行う以前、あるいは当該訴訟提起において実体的な答弁を行った以後は、行うことができない。
- (4) 本条に基づく申立てに対して裁判所は、仲裁合意が無効であり効力がなく拘束力を持たすことができないということを認定しない限りは、中断の申立てを認めなければならない。
- (5) 裁判所が訴訟手続を中断することを拒否した場合には、仲裁判断が訴訟開始の前提条件とする規定は、当該訴訟手続に関しては効力を失う。」

248 Merkin, Ibid. para 22.2 参照。

249 Ibid. para 22.2 参照。

250 Ibid. para 22.2 参照。

251 Ibid. para 22.2 参照。

252 1996年英国仲裁法12条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

〔(裁判所による仲裁手続の開始期限を延期する権限)〕

第12条

- (1) 将来の紛争を仲裁により解決するための仲裁合意において、原告が合意によって定められた期間内に

- (a) 仲裁手続を開始する、あるいは
 - (b) 仲裁手続を開始する前に行うべき他の紛争の解決手続を開始するなどの何等かの措置を講じない限り、申立ての禁止あるいは原告の申立権の喪失となることを定める場合は、裁判所は命令によってこれらの手続を開始すべき期間を延長することができる。
- (2) 仲裁合意のいずれの当事者も（相手方当事者への通知と同時に）前項の命令を裁判所に対して要請することができる。但し、具体的な請求権が発生しかつ期間延長を得るためになしうる仲裁上の手続をすべて行使した後に限られる。
- (3) 裁判所は次の事由が認められた場合のみ延長命令を出すことができる。
- (a) 事情が当事者らの合意した時に合理的に予想しえた範囲を超えた事実が生じたものであり、命令は単位期間を延長するにすぎないものである場合、あるいは
 - (b) 一方当事者の行為により、相手方当事者この合意を厳格に適用することは不相当と認められる場合。
- (4) 裁判所は相当と認めるきかん、相当な所湯権を付して延長を命ずることができる。命令を出す前に（合意によるか以前の命令によるかは問わない）定められた機関が満了しているか否かを問わない。
- (5) 本条の命令は出訴期限法（第 13 条参照）の定めを変更するものでない。
- (6) 本条による裁判所の決定に対する抗告には、決定裁判所の承認を必要とする。」
- 253 Merkin, Ibid. para 222 参照。
- 254 1996 年英国仲裁法 17 条(3)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996 年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。
- 「第 2 項に基づいて単独の仲裁人が任命された場合、不履行の当事者は（任命すべき当事者への通知と同時に）、その任命を破棄するよう裁判所に申立てすることができる。」
- 255 Merkin, Ibid. para 222 参照。
- 256 Ibid. para 222 参照。
- 257 1996 年英国仲裁法 18 条(3)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996 年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。
- 「(3)これらの権限は次のものとする。
- (a) 必要な任命を行うことに関する指示を与えること。
 - (b) その仲裁廷を既になされた任命（あるいはそれらの 1 つないし 1 つ以上）によって構成するように指示すること。
 - (c) すでになされた任命を取消すこと。
 - (d) 必要とされる任命自体を行うこと。」
- 258 Merkin, Ibid. para 222 参照。
- 259 1996 年英国仲裁法 18 条(1)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996 年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。
- 「当事者らは仲裁廷の任命のための手続の不履行の場合の処理方法について任意に合意できる。

任命が正式に第17条(単独の仲裁人の任命の不履行の場合の処理)に基づいてなされた場合には、不履行は存在しないものとする。」

260 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

261 1996年英国仲裁法 21条(5)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

「(5)仲裁人の合意が成立した場でもその旨を通知しない場合、あるいは仲裁人の内1人が通知をする際に加わらなかった場合には、その仲裁手続のいずれかの当事者は裁判所に対して(相手方当事者と仲裁廷への通知と同時に)審判官が、単独の仲裁人と同様に決定、命令及び判断を下す権限を有する機関として仲裁人に代わるように命令することの申立てを行うことができる。」

262 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

263 Ibid., para 22.2 参照。

264 1996年英国仲裁法 24条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

「(裁判所による仲裁人の解任)

第24条

- (1) 仲裁手続の当事者の1人は(相手方当事者、当該仲裁人及び他の仲裁人への通知と同時に)次のいずれかの理由に基づいて仲裁人の解任請求を裁判所に対して申し立てることができる。
 - (a) 仲裁人の公平さについて正当な疑念が生じるような事態が生じた場合。
 - (b) 仲裁人が仲裁合意に求めている資格を有していない場合。
 - (c) 仲裁人が身体的あるいは精神的に仲裁手続をとり行うことができない、もしくはそれを行う能力について正当な疑念が存する場合。
 - (d) 仲裁人が(i)手続を適切に行うこと、あるいは(ii)手続の進行や判断を下すにあたり適切な処置を行使すること、これらを拒否する、あるいはできなかった場合において申立人にとって重大な不公平が生ずるであろうと考えられる場合。
- (2) 両当事者によって仲裁人を解任する権限を委託された仲裁人その他の機関あるいは個人が存在する場合には、裁判所は、申立人がそれらに対してあらゆる手段を尽くしたことを認定しない限り、その解任の権限を行使してはならない。
- (3) 仲裁廷は、本条の裁判所への申立てが係争中といえども、仲裁手続を継続し、仲裁判断を下すことができる。
- (4) 裁判所が仲裁人を解任する場合、当該裁判所は、(もしあるならば)仲裁人の報酬あるいは費用の支払を受ける権利又は既に支払われた報酬あるいは費用の返還に関して相当と考える命令を併加することができる。
- (5) 当該仲裁人は、裁判所が本条に基づいて命令を下す前に出廷し弁明を行う権利を有する。
- (6) 本条の裁判所の決定に対する抗告には裁判所の承認を必要とする。」

265 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

266 1996年英国仲裁法 25条(3)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木

秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 卷 48-79 頁に拠った。

「(3)辞任する仲裁人は(両当事者に対する通知と同時に)裁判所に次の申立をすることができる。

- (a) 当該仲裁人の辞任によって生じる責任からの免責の承認。
- (b) (もしあるならば) 当該仲裁人の報酬あるいは費用の支払を受ける権利あるいは既に支払われた報酬や費用の返還に関して裁判所が相当と判断する命令の要求。」

267 1996年英国仲裁法 25(1)条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 卷 48-79 頁に拠った。

「(仲裁人の辞任)

第 25 条

- (1) 両当事者は仲裁人の辞任の結果生ずる、
 - (a) (もしあるとすれば) 報酬又は費用についての当該仲裁人の権利、及び、
 - (b) それによった生じた当該仲裁人の責任について任意に合意できる。」

268 Merkin, Ibid. para 22.2 参照。

269 1996年英国仲裁法 28 条(2)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 卷 48-79 頁に拠った。

「いずれの当事者も(他方当事者及び仲裁人らに対する書面による通知と同時に) 仲裁人の報酬並びに費用に関する裁判所が相当と認める額とその調整についての命令を裁判所に求めることができる。」

270 Merkin, Ibid. para 22.2 参照。

271 Ibid. para 22.2 参照。

272 1996年英国仲裁法 32 条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 卷 48-79 頁に拠った。

「(管轄問題についての決定)

第 32 条

- (1) 裁判所は、一方の当事者の仲裁手続に関する申立てに基づいて(他方当事者への通知と同時に) 仲裁廷の事物管轄についてのすべての問題を判断することができる。但し、当事者は異議の申立ての権利を失う場合がある(第 73 条参照)。
- (2) 本条に基づく申立ては次の要件が認められない限り審理されない。
 - (a) 当該仲裁手続に関連する全ての当事者による書面による合意によってなされること。もしくは、
 - (b) 仲裁廷の許可を得た上で、裁判所が次のことに満足したとき。
 - (i) 問題の判断により相当な費用の節約を生む見込みがあり、
 - (ii) 当該申立てが遅滞なくなされたものであり、かつ
 - (iii) 裁判所によって判断すべきことについて十分な根拠があること。
- (3) 本条に基づき申立ては、手続に関与するすべての当事者の合意のない限りは、問題が裁判所によって判断されるべきであることの根拠について陳述しなければならない。

- (4) 両当事者の別段の合意がない限り、本条に基づく裁判所への申立てが係属している間であっても、仲裁廷は仲裁手続を継続し、仲裁判断を下すことができる。
- (5) 裁判所の許可がない限り、第2項で定められた条件が満たされているかどうかについての裁判所の決定に対する抗告は行うことができない。
- (6) 事物管轄の問題についての裁判所の判断は、不服申立手続においては裁判所の判決として扱われるものとする。

但し、裁判所が一般的に重要な争点を含み、もしくは特別な理由で高等法院で考慮されるべきであると判断する法律上の争点を含むと認められない限り、裁判所の承認がなければ、控訴することはできない。」

273 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

274 Ibid., para 22.2 参照。

275 1996年英国仲裁法45条(1)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

「両当事者によって別段の合意がなされない限り、裁判所は、仲裁手続の一方の当事者の申立てに基づいて（他方当事者に通知すると同時に）、裁判所が当事者の1人もしくはそれ以上の者の権利に重大な影響を及ぼすと認定する仲裁手続の進行中に生じた法律上の問題点を判断することができる。

仲裁廷の判断の理由の記載を省略する合意は、本条の裁判所の権限を所がする合意とみなす。」

276 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

277 Ibid., para 22.2 参照。

278 1996年英国仲裁法44条(1)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

「両当事者によって別段の合意がなされない限り、裁判所は、次項に列記された事項について、訴訟手続のためあるいは訴訟手続に関して有するのと同一の権限により、仲裁手続のためあるいは仲裁手続に関して命令を下すことができる。」

279 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

280 Ibid., para 22.2 参照。

281 Ibid., para 22.2 参照。

282 Ibid., para 22.2 参照。

283 1996年英国仲裁法42条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

〔仲裁廷の最終命令の執行〕

第42条

- (1) 両当事者によって別段の合意がなされない限り、裁判所は当事者に対して仲裁廷によって発せられた最終命令に従うように要求する命令を下すことができる。
- (2) 本条の命令の申立ては次の方法による。
 - (a) 仲裁廷による場合（両当事者への通知と同時に）。
 - (b) 仲裁手続の一方の当事者によって仲裁廷の許可を得た場合（他方当事者への通

知と同時に)。もしくは

- (c) 両当事者が本条に定める裁判所の権限が適用されるべきであることに合意した場合。
- (3) 裁判所は、申立人により仲裁廷の命令に対する不服従に関する他の可能な仲裁手続上の手段を尽くしたことを確認しない限り、本条の権限を行使することはできない。
- (4) 裁判所は、申立人により仲裁廷の命令の名宛人が命令の中に規定されている期間内に、あるいはもし期間が定められていなければ、相当な期間内にその命令に従わなかったと認められない限り、本条に基づく命令は発せられない。
- (5) 本条に基づく裁判所の判断に対する不服申立てには、裁判所の承認を必要とする。」

284 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

285 Ibid., para 22.2 参照。

286 1996年英国仲裁法 56条(2)は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

「(支払いがない場合に仲裁判断を保留する権限)

第 56 条

- (2) 仲裁廷が前項の理由により仲裁判断書の交付を拒否する場合には、仲裁手続の 1 人の当事者は (他方当事者及び仲裁廷に通知すると同時に)、裁判所に対して申立をし、裁判所は、次のことを命ずることができる。
 - (a) 申立人により要求された報酬と費用又は裁判所が明示したそれより低い金額の支払いと同時に、仲裁廷は、その仲裁判断書を交付すること。
 - (b) 支払うべき相当な報酬や費用の金額は、裁判所が命じる手段と条件によって定められなければならないということ、及び
 - (c) 裁判所に支払われた金銭の中から支払われるべき相当な報酬及び費用が支払われ、そしてその残金 (もしあれば) は申立人により支払われること。」

287 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

288 Ibid., para 22.2 参照。

289 Ibid., para 22.2 参照。

290 1996年英国仲裁法 64条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

「(回収可能な仲裁人の報酬と費用)

第 64 条

- (1) 両当事者によって別段の合意がない限り、回収可能な仲裁の費用には、具体的事案において相当と認められる仲裁人の報酬と費用を含むものとする。
- (2) 具体的事案において、合理的な報酬と費用の相当額についての疑問が生じ、その問題が第 63 条第 4 項に基づく申立てがいまだ裁判所に対してなされていない場合

には、裁判所はいずれかの当事者の申立てに基づいて（他方当事者への通知と同時に）

- (a) その問題を判断する、もしくは
 - (b) 裁判所が定める方法と条件でそれが決定されるように命ずることができる。
- (3) 前第1項は、第24条第4項又は第25条第3項の(b)（仲裁人の解任あるいは辞任の場合の報酬又は費用を受領する権利に関する命令）に基づく裁判所の命令に従って効力を有する。
- (4) 本条の定めは、仲裁人の報酬と費用の支払いを受ける権利に影響を及ぼすものではない。」

291 Merkin, Ibid. para 22.2 参照。

292 Ibid. para 22.2 参照。

293 Ibid. para 22.2 参照。

294 Ibid. para 22.2 参照。

295 Ibid. para 22.2 参照。

296 Ibid. para 22.2 参照。

297 1996年英国仲裁法73条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

〔(責問権の喪失)

第73条

(1) 仲裁手続の一方の当事者が、仲裁合意又は仲裁廷又は本編の条項によって定められた期限内に次の事項についての異議を申し立てずに、仲裁手続への参加を継続し、手続を続行した場合には、当該当事者が、その手続に参加した時又はその手続に参加継続中に、異議事由の存在を知らず、かつそれを知るために合理的に求められる注意を用いても発見することができなかつたことを疎明しない限り、その異議を提起することができない。

- (a) その仲裁機関が事物管轄を欠如すること。
 - (b) その手続が適正を欠くこと。
 - (c) 仲裁合意又は本編の条項に違反する瑕疵が存在すること、又は、
 - (d) 仲裁廷又は手続に影響する他の反則事項が存したこと。
- (2) その仲裁廷が事物管轄を有すると定め、下記によって定められた手段により異議を申し立てることができた仲裁手続の当事者が、
- (a) 可能な仲裁手続上の申立て又は見直し手続、又は
 - (b) の仲裁判断に対する不服申立て

仲裁合意又は本編の条項によって許された期間内にそれを行わない場合には、仲裁廷の事物管轄に対して如何なる理由によっても以後異議を申し立てることはできない。」

298 Merkin, Ibid. para 22.2 参照。

299 Ibid. para 22.2 参照。

300 Ibid.para22.2 参照。

301 Ibid.para22.2 参照。

302 Ibid.para22.2 参照。

303 Ibid.para22.2 参照。

304 Ibid.para22.2 参照。

305 Ibid.para22.2 参照。

306 1996年英国仲裁法 77条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

〔書類の送達に関する裁判所の権限〕

第 77 条

(1) 本条は、両当事者によって合意された方法又は仲裁合意の欠缺により第 76 条に従って行った送達が機能しない場合に適用される。

(2) 両当事者の別段の合意がない場合、裁判所は次のうち相当と考える命令を発する。

(a) 裁判所が指定する方法による送達によること。

(b) 書類の送達の免除。

(3) 仲裁合意のいずれの当事者も送達についての問題を解決するためのとり得る仲裁手続上のすべての手段を採った後にのみ上記命令のための申立てを行うことができる。

(4) 本条に基づく裁判所の判断に対する不服申立てには、裁判所の承認を必要とする。」

307 1996年英国仲裁法 76条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

〔【附則条項】

(送達方法等)

第 76 条

(1) 両当事者は、仲裁合意に従う、もしくは仲裁手続のために送達や送付が必要とされたりなされるべきとされる通知や書類の送達の方法について、自由に合意することができる。

(2) かかる合意がない場合、以下の条項が適用される。

(3) 通知又はその他の書類は、実効性のある手段によって直接名宛人に対して送達される。

(4) 通知又はその他の書類が料金前払郵便によって送付される場合には、

(a) 名宛人の最新の知れたる住所とし、そのものが商行為、専門職その他の事業を行っている場合には、その最新の知れたる主たる 営業地宛にするものとし、

(b) 法人が名宛人である場合には、その法人の登記された所在地もしくは主たる事業所地宛にするものとし、

これらの場合にはいずれも送達の効力があるものと取扱われる。

(5) 本条は、正式な裁判所の手続のための書類の送達には適用されず、別途裁判所規則により定められるところによるものとする。

(6) 本編において、通知又はその他の書類とは、書面による交信のすべてを含むものとし、通知又はその他の書類の提出又は送達の意味についても同様の解釈によるものとする。」

308 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

309 Ibid., para 22.2 参照。

310 Ibid., para 22.2 参照。

311 Ibid., para 22.2 参照。

312 1996年英国仲裁法79条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

〔仲裁手続に関して期間の制限を延長する裁判所の権限〕

第79条

(1) 両当事者の別段の合意がない限り、裁判所は、命令によって、仲裁手続に関して当事者によって合意されたいかなる期間の制限又は合意の欠缺によって効力を有する本編の条項に記載されている期間の制限に関して、これを延長することができる。本条は、第12条(仲裁手続の開始のための期間を延長する裁判所の権限)についての期間の制限については適用しない。

(2) 本条の命令の申立ては

(a) 仲裁手続のいずれかの当事者によって(他方当事者及び仲裁廷への通知と同時に)、又は、

(b) 仲裁廷によって(当事者らへの通知と同時に)行われるものとする。

(3) 裁判所は、以下の条件が満たされない限り、期間の制限を延長する権限を行使しない。

(a) 仲裁廷、もしくはこの点について当事者より権限を与えられている仲裁又は他の機関又は個人による手段が尽くされたこと。

及び

(b) その行使以外に他に不公正を正す手段がないこと。

(4) 本条に基づく裁判所の権限は、その期間がすでに満了しているかどうかにかかわらず行使することができる。

(5) 本条に基づく裁判所の命令は、裁判所が適切と考える条件を付すことができる。

(6) 本条に基づく裁判所の命令に対する抗告には、裁判所の承認を必要とする。」

313 Merkin, Ibid., para 22.2 参照。

314 Ibid., para 22.2 参照。

315 1979年仲裁法第3条は以下のように定める。なお、翻訳については国際商事仲裁協会・仲裁法規集(加除式)(1991年)に拠った。

〔第1条および第2条にもとづく権利に関する排除契約〕

第3条

(1) 下記(a)および(b)の範疇に入る場合には当該仲裁判断について、又は下記(c)の範疇に入る場合には法律問題の決定が重要である仲裁判断について、問題の仲裁付託の当事者が、上記第1条による出訴権を排除する書面の契約(本条では排除契約と称

- す)を締結した場合は、本条の以下の規定および下記第4条の規定に従って、
- (a) 高等法院は、上記第1条第3項(b)により、仲裁判断より生ずる法律問題について上訴の許可を与えてはならない。
 - (b) 高等法院は、上記第1条第5項(b)により、仲裁判断について申請する許可を与えてはならない。
 - (c) 上記第2条第1項(a)により法律問題について申請をしてはならない。
- (2) 特定の一つの仲裁判断又は特定の一つの仲裁付託による複数の仲裁判断又は他の種類の仲裁判断(同一の仲裁付託より生ずるものと否とは問わず)に関係させて排除契約を締結することができる。また、本法が議会において通過した前又はその以後に、合意が締結されたか否かを問わず、かつ、その合意が仲裁契約の一部を構成すると否とは問わず、かかる合意は本条による排除契約となり得る。
- (3)(a) 国内仲裁契約以外の仲裁契約が当事者間の紛争を仲裁に付託すべきことを規定しており、かつ、
- (b) 契約の関係する紛争が、当事者の一方において詐欺行為をなしたかどうかの問題を含み、かつ、
 - (c) 当該紛争の仲裁付託に対し下されるいかなる仲裁判断にも適用される排除契約を当事者が締結している場合
- には、排除契約に別の規定ある場合を除き、高等法院は、当該紛争に関して、高等法院においてその問題を決定することができるように必要な手段をとる旨の原典第24条第2項によって与えられた権限を行使してはならない。
- (4) 上記第1項に規定された場合を除き、
- (a) 高等法院への出訴を禁止又は制限し、又は、
 - (b) 上記裁判所の管轄を制限し、又は、
 - (c) 理由を付した仲裁判断をなすことを禁止又は制限することを目的とするいかなる規定がその仲裁契約に存在していたとしても、上記第1条及び第2条は効力を有する。
- (5) 法廷仲裁すなわち、原典第31条第1項に規定する仲裁に関する排除契約は、仲裁付託にもとづく仲裁判断に関して、又は仲裁付託の過程に生じた法律問題に関しては、無効である。
- (6) 仲裁契約が国内仲裁契約である場合、仲裁付託にもとづく仲裁判断に関して、又は仲裁付託の過程に生じた法律問題に関しては排除契約は無効である。ただし、仲裁判断のなされる仲裁手続き又は、場合により、法律問題の生ずる仲裁手続きの開始後に、排除契約が締結されるときはこの限りではない。
- (7) 本条において、“国内仲裁契約”とは、明示的にも黙示的にも、英連合王国以外の国での仲裁について規定せず、かつ、仲裁契約が締結されたときに、
- (a) 英連合王国以外の国の国民又は英連合王国以外の国に恒常的に居住する個人も、
 - (b) 英連合王国以外の国で設立され、中枢的な管理統制が英連合王国以外の国でなされる法人も、

契約当事者となっていない仲裁契約を意味する。」

316 1979年仲裁法第4条は以下のように定める。なお、翻訳については国際商事仲裁協会・仲裁法規集(加除式)(1991年)に拠った。

「(排除契約の適用がない事件)

第4条

(1) 下記第3項により、仲裁判断が、又は仲裁付託の過程に生ずる法律問題が、全体的又は部分的に、

- (a) 高等法院の海事事件管轄権に属する問題又は請求、
- (b) 保険契約より生ずる紛争、又は、
- (c) 商品売買契約より生ずる紛争

に関する場合、排除契約は当該仲裁判断又は法律問題につき効力を有しない。ただし、

- (i) 仲裁判断のなされる仲裁手続き又は、場合により、法律問題の生ずる仲裁手続開始後、排除契約が締結され、又は、
- (ii) イングランド及びウェールズ法以外の法を準拠法と明示する契約に関し、仲裁判断がなされ又は法律問題が生じる場合は、この限りではない。

(2) 上記第1項(c)の“商品売買契約”とは、

- (a) 本条の目的のために、国務大臣の命令により特定されるイングランド⁶及びウェールズの商品市場または取引所において、規則的に取引される商品の販売契約、又は、
- (b) 同命令により“商品売買契約”と指定される種類の契約をいう。

(3) 国務大臣は、命令により、上記第1項は、

- (a) 廃止する、又は、
- (b) 上記命令中に指定された条件の下で、ある種の指定された仲裁判断に関する排除契約には適用しない。

と定めることができる。そして、本項に従って下される命令には、国務大臣が必要又は得策と考える補充的、付随的かつ経過的な規定を含むことができる。

(4) 上記第2項又は第3項の命令を下す権限は、施行例によって行使できるが、この施行令は、上院又は下院のいずれか一方の決議によって取り消されることがある。

(5) 本条の“排除契約”は上記第3項の場合と同一の意味を持つ。」

317 Merkin, Ibid. para. 225 参照。

318 Ibid. para. 225 参照。

319 Ibid. para. 225 参照。

320 Ibid. para. 225 参照。

321 Ibid. para. 225 参照。

322 Ibid. para. 225 参照。

323 Ibid. para. 225 参照。

324 Ibid. para. 225 参照。

325 Ibid.para22.5 参照。

326 Ibid.para22.6 参照。

327 Ibid.para22.6 参照。

328 Ibid.para22.6 参照。

329 1996年英国仲裁法 85条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

〔第2編

(国内仲裁合意に関する第1編の修正)

第85条

- (1) 国内仲裁合意の場合には、第1編の各条項は、以下の条項に従って修正されるものとする。
- (2) 国内仲裁合意とは仲裁合意の両当事者とも、
 - (a) 連合王国以外の国の国籍を持つ者又は連合王国の居住者ではないもの〔者〕ではなく、あるいは
 - (b) 連合王国以外の国の法律によって設立された法人、又は主たる管理・運営が連合〔王〕国以外の地でなされる企業体ではなく、かつ、仲裁地が指定又は決定されている場合には、仲裁地が連合王国内であるものをいう。
- (3) 前第2項の“仲裁合意”及び“仲裁地”とは第1編におけるものと同一の意義を有する(第3条、第5条第1項及び第6項参照)〕

330 新法においては、仲裁が行われた場所 (the place in which the arbitration is held) よりも、当該仲裁の法律上の本籍地 (the seat of the arbitration) を重視する。

331 Merkin, Ibid.para22.6 参照。

332 Ibid.para22.6 参照。

333 Ibid.para22.6 参照。

334 1996年英国仲裁法 89-91条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

〔【消費者仲裁合意】

(消費者仲裁合意に対する不公平条項規制の適用 S・I 1994/3159)

第89条

- (1) 次の各条は、仲裁合意を構成する条件に関連して1994年消費者契約規則における不公平条件が適用される。
上記の場合の仲裁合意とは、現在もしくは将来の紛争又は意見の相違(契約上のものであるかどうかは問わない)を仲裁によるとする合意を意味する。
- (2) 本条において、“規則”とは、その規則の修正又は新規代替規則をも含むものとする。
- (3) 本条は、仲裁合意に対して適用される法令すべてに適用されるものとする。

(消費者が法人である場合の規則の準用)

第90条

規則は、消費者が法人である場合には、その消費者が自然人である場合と同様に適用される。

(少額請求の場合の不公平仲裁合意)

第91条

- (1) 仲裁合意を構成する定めは、本条のために定められる命令によって規定される金額を超えない少額の金銭的な救済を求めるものに関する限り、規則の趣旨上、不公正な定めとする。
- (2) 本条に基づく命令において、それぞれ異なる目的と異なる事業における異なる定めを設けることができる。
- (3) 本条に基づく命令を行う権限は、下記のものによって行使される。
 - (a) 英国及びウェールズにおいては、上院議長の同意を得て、国務大臣によって。
 - (b) スコットランドにおいては、法務長官の同意を得て、国務大臣によって、及び
 - (c) 北アイルランドにおいては、上院議長の同意を得て、北アイルランド経済開発庁によって。
- (4) 英国及びウェールズ又はスコットランドにおける命令は、上院下院のいずれかの決議に従って無効とする解除条件付で、制定法文形式にて制定されるものとする。
- (5) 北アイルランドにおける命令は、1979年制定法規(北アイルランド)命令に従って法文規定によるものとするが、1954年法令解釈法(北アイルランド)第41条第6項定め範囲において反対決議に従うものとする。

335 Merkin, Ibid. para 22.6 参照。

336 Philip Alexander Securities v. Bamberger [1996] CLC 1757; [1997] IL Pr 73.

337 Ibid. para 22.7 参照。

338 Ibid. para 22.7 参照。

339 Ibid. para 22.7 参照。

340 Ibid. para 22.7 参照。

341 Ibid. para 22.7 参照。

342 Ibid. para 22.7 参照。

343 Ibid. para 22.7 参照。

344 Ibid. para 22.7 参照。

345 Ibid. para 22.7 参照。

346 Ibid. para 22.7 参照。

347 Ibid. para 22.7 参照。

348 [1991] 1 Lloyd's Rep 269.

349 Merkin, Ibid. para 22.7 参照。

350 Ibid. para 22.7 参照。

351 Ibid. para 22.7 参照。

352 Ibid. para 22.7 参照。

353 Ibid. para 22.7 参照。

- 354 Ibid.para22.7 参照。
 355 Policon Ltd v. Owners of the Lloyd Pacifico [1995] 1 Lloyd' s Rep 54.
 356 Ibid.para22.7 参照。
 357 Ibid.para22.7 参照。
 358 Ibid.para22.7 参照。
 359 Ibid.para22.7 参照。
 360 Ibid.para22.7 参照。
 361 Ibid.para22.7 参照。
 362 Ibid.para22.8 参照。
 363 Ibid.para22.8 参照。
 364 1996 年英国仲裁法 94-97 条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996 年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

〔【制定法による仲裁】

第 94 条

- (1) 第 1 編の各条項は、制定法に基づくあらゆる仲裁手続（制定法によって認められた仲裁、「制定法による仲裁」）にたいして、本法の施行の前か後かに制定されたかどうかを問わず、第 95 条乃至第 98 条に定められた適用方法及び適用除外に従って適用される。
- (2) 第 1 編の各条項は、下記のような場合には、制定法による仲裁には適用されないものとする。
- (a) その適用が、該当する制定法によって受権され又は承認された規則又は手続に関する制定法の各条項と矛盾する場合。
- 又は、
- (b) 適用が除外されている場合。
- (3) 本条及び本篇の次の各条において“制定法”とは、次のものをいう。
- (a) 英国及びウェールズにおいて 1978 年法令解釈法の範囲内において劣後する立法を含んだ制定法を含むものとする。
- (b) 北アイルランドにおいては、1954 年法令解釈法（北アイルランド）第 1 条(f)の範囲内における制定条項を意味するものとする。

(制定法による仲裁に関連する条項の一般的適用)

第 95 条

- (1) 第 1 編の各条項は、制定法によって認められた仲裁について次のようにして適用される。
- (a) その仲裁が仲裁合意に従って行われるのと同様、もしくはその制定法が仲裁合意に相当するものとして。
- (b) 制定法による仲裁を求めた（求めた）者又は請求の相手方が、仲裁合意のそれぞれの当事者であるものとして。
- (2) 制定法によって認められる仲裁の仲裁地は、英国及びウェールズ、もしくは北アイルランドとする。

(制定法による仲裁に関連する各条項毎の適用)

第96条

- (1) 第1編の以下に掲げる各条項は次項以下のとおり制定法による仲裁に適用される。
- (2) 第30項第1項(仲裁廷の管轄を定める権限)の有効な仲裁合意があるかどうかについてのパラグラフ(a)は、その制定法が当該紛争又は見解の相違について適用されるかどうかと読み替えられて適用されるものとする。
- (3) 第35条(手続及び聴聞の併合)は、同一の制定法に基づく手続又は手続中の同時聴聞の併合の場合のみ適用される。
- (4) 第46条(紛争の対象物に関する規則)は、第1項(b)(両当事者の合意による判断)を除いて適用される。

(制定法による仲裁について適用されない条項)

第97条

第1編のうち以下の条項は、制定法による仲裁について適用されない。

- (a) 第8条(当事者の死亡による仲裁合意の終了)。
- (b) 第12条(当事者間で合意された期限の延長に関する裁判所の権限)。
- (c) 第9条第5項、第10条第2項及び第71条第4項(法的手続を取る権限に先行する仲裁判断の効力に関する制限)」

365 Merkin, Ibid. para 22.8 参照。

366 Ibid. para 22.8 参照。

367 Ibid. para 22.8 参照。

368 1996年英国仲裁法98条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996年英国仲裁法」別冊NBL78巻48-79頁に拠った。

「(規則による追加条項制定権限)

第98条

- (1) 国務大臣は制定法による仲裁一般又は特定部分についての第1編の各条項の適用又は適用除外に関する規定を定めることができる。
- (2) 上記権限はその制定法が本法の施行の前に制定されたか後に制定されたかを問わず行使できる。
- (3) 本条に基づく規則は、上院又は下院どちらかの拒否によって無効となることを条件として、制定法令形式により制定される。」

369 Merkin, Ibid. para 22.8 参照。

370 Ibid. para 22.8 参照。

371 Ibid. para 22.9 参照。

372 Ibid. para 22.9 参照。

373 Ibid. para 22.9 参照。

374 [1983] 2 Lloyd's Rep 419.

375 Merkin, Ibid. para 22.9 参照。

376 Ibid. para 22.9 参照。

377 Ibid.para22.9 参照。

378 1996 年英国仲裁法 87 条は以下のように定める。なお、翻訳については柏木秀一「1996 年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

「(裁判所による手続を除外する合意の効力)

第 87 条

(1) 国内仲裁合意にあたる場合には、次の定めによる裁判権を排除した合意は無効とする。

(a) 第 45 条 (法による予備的判断) 又は

(b) 第 69 条 (仲裁判断に対する異議の申立て：法令違反による上訴)。

但し、当該問題が生起又は仲裁判断がなされた仲裁手続の開始後になされたものはこの限りでない。

(2) 本条において仲裁手続の開始とは、第 1 編 (第 14 条参照) と同様の意味を有する。

(3) 本条において、その仲裁合意が国内仲裁合意にあたるかどうかは、当該合意が締結された時点の事実に基づいて決定される。」

379 Merkin,Ibid.para22.9 参照。

380 Ibid.para22.9 参照。

381 Marine Contractors Unc v. Shell Petroleum Development Co of Nigeria Ltd [1984] 2 Lloyd' s Rep 77.

382 Merkin,Ibid.para22.9 参照。

383 Ibid.para22.9 参照。

384 Ibid.para22.9 参照。

385 Ibid.para22.9 参照。

386 Ibid.para22.10 参照。

387 Ibid.para22.10 参照。

388 Ibid.para22.10 参照。

389 Ibid.para22.10 参照。

390 [1983] 2 Lloyd' s Rep 419. at p 423.

391 Merkin,Ibid.para22.10 参照。

392 Sanghi Polyesters Ltd v. The International Investor KCSC [2000] 1 Lloyd' s Rep 480.

393 Ibid.para22.10 参照。

394 Ibid.para22.10 参照。

395 Ibid.para22.10 参照。

396 Ibid.para22.10 参照。

397 Ibid.para22.10 参照。

398 Michael I Wade v. FedEx International Inc [1984] 1 Lloyd' s Rep 310.

399 Ibid.para22.10 参照。

400 Ibid.para22.10 参照。

401 1996 年英国仲裁法 46 条(1)(b)は以下のように定める。なお、翻訳については柏

木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

「(紛争の対象物に適用される規則)

第 46 条

(1) 仲裁廷は、紛争対象物について

(b) 両当事者が合意する場合には、両当事者によって合意された、もしくは仲裁廷によって判断された他の考慮要因に従って、解決しなければならない。」

402 Merkin, Ibid. para 22.10 参照。

403 Ibid. para 22.10 参照。

404 Ibid. para 22.10 参照。

405 Ibid. para 22.10 参照。

406 Ibid. para 22.10 参照。

407 Ibid. para 22.10 参照。

408 Ibid. para 22.10 参照。

409 Ibid. para 22.10 参照。

410 Ibid. para 22.10 参照。

411 Ibid. para 22.10 参照。

412 Ibid. para 22.10 参照。

413 Ibid. para 22.10 参照。

414 1996年英国仲裁法 51 条は以下のように定める。なお、翻訳については木秀一「1996年英国仲裁法」別冊 NBL78 巻 48-79 頁に拠った。

「(和解)

第 51 条

(1) 仲裁手続の間に、両当事者が係争物について和解したならば、両当事者によって別段の合意がなされない限り、以下の条項が適用される。

(2) 仲裁廷は、実体的手続きを終結し、両当事者によって要求されかつ仲裁廷に反対がない場合には、その和解を合意裁定の形で記録しなければならない。

(3) 合意裁定には、それが当該仲裁廷の判断であり当該事案の争点についての仲裁判断と同一の価値と効力を有するということが明記されなければならない。

(4) 仲裁判断に関する本編の次の定め (第 52 条乃至第 58 条) は、和解による合意裁定にも適用する。

(5) 両当事者が、仲裁の費用の負担について取り決めない限り、本編の費用に関する定め (第 59 条乃至第 65 条) を適用する。」

415 Merkin, Ibid. para 22.10 参照。

416 Ibid. para 22.10 参照。

417 Ibid. para 22.10 参照。

418 Ibid. para 22.10 参照。

419 Ibid. para 22.10 参照。

420 Ibid. para 22.10 参照。

421 Ibid. para 22.10 参照。

- 422 Ibid.para22.10 参照。
- 423 (1997) 340R (3d) 472.
- 424 Ibid.para22.10 参照。
- 425 186 DLR (4th) 347 (2000).
- 426 Ibid.para22.10 参照。
- 427 Ibid.para22.10 参照。
- 428 Ibid.para22.10 参照。
- 429 Ibid.para22.10 参照。
- 430 Ibid.para22.10 参照。
- 431 [2002] 2 Lloy' s Rep 512.
- 432 Ibid.para22.10 参照。
- 433 Ibid.para22.10 参照。
- 434 [2000] N2CA 131.
- 435 Ibid.para22.10 参照。

